

不登校児への対応について

A Study on Coping with the Problem of Nonattendance at School

鈴木順和・橋本香菜子

Toshikazu SUZUKI and Kanako HASHIMOTO

Summary

The purpose of this study is to investigate how to cope with the problem of nonattendance at school for a long time. There were 123,358 children in 2004 who were absent from primary schools and junior high schools more than 30 days in a year, which is one of the big issues for education at school in Japan.

We investigated that problem by many official reports and books, and furthermore researched it by means of an interview with teachers of three primary schools. The number of non-attending school pupils has decreased from the year 2001, but the rate of nonattendance at school has not changed greatly during the past few years and the number of non-attending pupils in 2004 is twice as many as that in 1991. The number of those pupils has remained a high level.

The cause of nonattendance at school is related to family life and school life. The problem is mainly caused by parent-child relationships for primary school children and peer relationships for junior high school pupils. For the last four years, Miyazaki has been one of the five prefectures with the lowest rates of nonattendance at school. Miyazaki is also one of the five prefectures with the lowest ratios of bullying and violent behavior in public schools (primary schools, junior high schools and high schools). Miyazaki is the only prefecture which has such low ratios for both nonattendance and bullying and violent behavior.

There are three reasons why there is a low rate of nonattendance at school in Miyazaki. One of the reasons is that there are few incentives for pupils to play in any other place rather than go to school. Another reason is the personality of the people of Miyazaki prefecture who are easy-going, calm, genial and lack a competitive spirit. The third reason is that teachers in schools have faced the problem positively and continuously with families and related agencies. We think that the last reason is the most important to cope with the problem, however any problem is complicated and there is no easy way to settle problems.

はじめに

現在、教育の現場では、いじめ、不登校、学級崩壊や非行（喫煙・飲酒・窃盗・暴力行為・性行為等）などが年々深刻化しており、「教育の危機」とも言われている。そこで今回、学校での問題行動の1つである不登校に焦点を当てて調べることにした。中でも、学校における不登校児童生徒（以下、不登校児と称する）への対応の仕方について検討していくことにした。また保護者との連携を考えて、家庭での不登校の予防と対応についても検討していく。この研究は、教師を志す者が不登校についてより深い知識を身につけ、現場に出た時、的確な対応ができるようになることを目的としている。最終的には、悩み苦しんでいる児童生徒を学校や家庭からサポートしていくための1つの指標を示したいと考えている。

実際の学校での対応を検討するために、宮崎県内の小学校を対象に調査を行った。対象となった学校は延岡市内の3つの小学校である。調査に際しては、各学校の校長、生徒指導主事、学級担任に対して聞き取りを行った。A小学校では2003年9月26日と11月14日に、B小学校では2003年12月7日に、C小学校では2003年10月10日に聞き取り調査を行った。

A小学校では、1回目は校長と面談し、2回目は学級担任と面談した。1学期まで不登校だったという2名の小学校6年生の女児について（2学期になり、2名とも再登校）、学級担任の話を中心に「不登校への対応」という観点で面談を進めていった。2回の訪問で補えなかった点については、学級担任に電子メールで質問し、回答をもらった。B小学校では校長および生徒指導主事と面談した。現在、不登校児がいなかつたため、「不登校の予防」という観点から校長および生徒指導主事に話を伺った。C小学校では校長と面談した。C小学校にも不登校児がいなかつたため、同様に「不登校の予防」という観点から話を伺った。生徒指導の経験が豊富な校長から、不登校の背景となるものや家庭教育の重要性について、現在の教育の問題点をふまえながら話を伺った。

これと平行して文献研究も進めていった。さまざまな文献から、一般的に言われている不登校の要因、誘因、特徴的な行動、学校における対応について広い視野から検討した。これから示す内容は、こうした実態調査や文献研究から明らかになったものである。

I 不登校とは

今日、「不登校」と呼ばれている問題行動に関連する最初の報告は、1932（昭和7）年にブロードウィン（Broadwin,I.T.）が行った「怠学（truancy）の研究」とされる。その後、アメリカの医師ジョンソンら（Johnson *et al.*, 1941）が、子どもが心理的な理由から学校に行けない状態を、怠学と区別して「学校恐怖症」（school phobia）という用語で記載したのが、「不登校」に関する研究の最初とされる。ジョンソンらは、不登校を児童期の神経症的障害として捉えたため「学校恐怖症」と名づけた。これは、（情緒的不安によって）登校できない子どもの根底に母子双方の強い分離不安がある、と考えたためである。

しかし、その後、母子間の分離不安によって説明できるのは幼児や小学校低学年の児童についてであり、それ以後の児童や青年期の子どもの場合には、そのような説明だけでは不十分と考えられた。さらに、不登校児は必ずしも教師や級友あるいは授業など、学校 자체を恐怖の対象としている

いことが指摘された。また不登校児に対して、精神医学上の「恐怖症」(phobia) の一種であるとみるのは適切ではないとの考えが強くなり、登校しないさまざまの状態を総称して「登校拒否」(school refusal) と呼ばれるようになった。

ところが、「登校拒否」という名称についてもさまざまな意見が出され、その結果、「学校に行けない」あるいは「学校に行かない」という両方の状態を総称して「不登校」という用語を用いる傾向が精神医学者を中心にして増えていき、児童生徒が何らかの要因によって登校しない、あるいはしたくともできない状態に対して、「不登校」(nonattendance at school) という名称を使用するようになった。

1. 不登校のとらえ方と解決の目標

(1) 不登校の定義

登校拒否(不登校)については、学校不適応対策調査研究協力者会議報告(文部省初等中等教育局、1992)において以下のように定義され、学校基本調査でもこの定義が用いられている。

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。

なお、長期欠席者について、文部省は1966(昭和41)年度から実態調査を行っているが、初めは「年間50日以上欠席した児童生徒」を対象にしていた(「年間50日以上欠席した児童生徒」については1998年度まで調査を行った)。その後、1991(平成3)年度から「年間30日以上欠席した児童生徒」に対する調査も行うようになり、「年間30日以上欠席した児童生徒」の中の上記の理由に該当する者を不登校児としている。最初は長期欠席の理由を「病気」「経済的理由」「学校ぎらい」「その他」に区分していたが、1998(平成10)年度から「学校ぎらい」を「不登校」に名称変更した。これは、近年「不登校」という名称が一般的に用いられるようになったためである。そこで、1998年以前の名称については登校拒否(不登校)と記載することにする。

(2) 不登校に対する考え方の変遷

昭和60年代の初期までは、登校拒否(不登校)は「特定の児童生徒等の特有の問題があることによって起こる現象である」と考えられ、次のようなとらえ方がされていた(文部省、1998)。

- ① 登校拒否(不登校)は、本人の性格に起因すると考えられた。不安傾向が強い、適応性に欠ける、社会的・情緒的に未成熟であるなど、登校拒否(不登校)を起こしやすい性格があつて、それが何らかのきっかけにより登校拒否(不登校)となるというものであった。
- ② 登校拒否(不登校)を起こしやすい児童生徒の性格は、家庭に起因すると考えられた。そのため親の養育態度の改善を重視することが多かった。
- ③ 登校拒否(不登校)を一種の心の病と捉える傾向が見られた。閉じこもり、家庭内暴力、昼夜逆転の生活など、登校拒否(不登校)の状態は精神分裂病(統合失調症)・うつ病など精神病の初期症状とみなされる場合があり、その対応には精神科医や臨床心理士などの連携も必要というものであった。

ところが、近年では「登校拒否（不登校）は特定の子どもに起こる現象ではなく、どの子どもにも起こり得る可能性がある」と考えられており、文部省の登校拒否（不登校）についての認識が大きく転換した（文部省初等中等教育局、1992）。また、「登校拒否」という用語についても、文部省が1998年3月に発行した生徒指導資料第22集「登校拒否問題への取組について—小学校・中学校編一」では依然として「登校拒否」という用語が使用されていたが、1998年12月に提出された報告書「生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について」（文部省初等中等教育局中学校課）から「不登校」という用語が使われるようになった。さらに、1999（平成11）年8月に文部省の提出した「生徒指導上の諸問題の現状について（速報）」でも「不登校」という用語が使われ、その定義も上述した文部省初等中等教育局（1992）の「登校拒否」の定義と同一のものが用いられている。

このように、不登校に対する考え方も用語の使用にも大きな変化がみられ、現在では、元気に通学している児童生徒もさまざまな要因が作用して不登校に陥る可能性をもっている、という認識へと変遷している。

(3) 不登校の解決の目標

不登校の解決の目標は、単に再登校させるだけでなく、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるように、その社会的自立に向けて支援することとされる。その意味からも、不登校を「心の問題」としてだけではなく「進路の問題」としてもとらえ、どのように対応するか考えることが重要といえる。

2. 不登校のタイプと行動

(1) 不登校のタイプ

不登校の分類については、さまざまな観点からいろいろな分類がなされている。直接のきっかけ（原因）を分類の基準としたもの、症状を分類の基準としたもの、症状の進み具合（継続状態）を分類の基準としたもの、などがある。例えば、文部省（1998）の生徒指導資料第22集では、不登校児を7つのタイプに分類し、それぞれのタイプの特徴を表1のように説明している。ところで、どのような基準でタイプ分けをしようと、分類することにねらいがあるのではない。あくまでも、子どもを理解するための目安であり、分類に応じた一般的な指導・援助の方針を得ることにねらいがあることを忘れてはならない。

表1の区分で、「神経症的不登校」とも言われている「不安など情緒的混乱型」については、東京都教育委員会（1990）ではさらに3つのタイプに細かく分類している。特に幼児期や小学校低学年で現れることが多い「分離不安型」、中学校や高校になって急に起きることが多い「息切れ型」、小学校時代からささいなことで欠席をくりかえし、中学校や高校になるにつれて欠席が多くなる「甘やかされ型」の3つである。

(2) 不登校児の行動

不登校に陥った児童生徒すべてが同じような行動をとるとは限らない。年齢や性格特徴および児童生徒のおかれた状況によってさまざまであるが、一般的には以下のようない行動の特徴がみられる。

表1 不登校のタイプ

区分	区分の説明
学校生活上の影響型	いやがらせをする児童生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の原因から登校せず、その原因を除去することが指導の中心となると考えられる型。
遊び・非行型	遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない型。
無気力型	無気力で何となく登校しない型。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない型。
不安など情緒的混乱型	登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない型。
意図的な拒否型	学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない型。
複合型	不登校のタイプが複合していて、いずれが主であるかを決めがたい型。
その他	上記のいずれにも該当しない型。

① 一般的な不登校初期から回復期までの主な行動

初期の主な行動としては、「腹痛、頭痛などの理由による欠席や遅刻が多くなる」「体の不調を訴え、しばしば保健室に行くようになる」「ぐずぐずしてなかなか起きられず、いつまでも布団の中にいる」「教師や友人が家庭に迎えに行くとしぶしぶ登校する」といったことがみられる。

症状の進んだ状態になると、「登校を強制すると、大声でわめいたり、暴言を吐いたり、あはれたり激しく抵抗する」「何に対しても意欲を示さなくなる」「生活習慣が乱れ、だらだらと時間を過ごすようになる」「自分の部屋に閉じこもり、人に会うのを避けるようになる」といった行動がみられるようになる。

回復期に入ると、「一見だらしのないような生活を送っているように見えるが、学校のことに余り触れないで、ある程度自由にさせておくと、やがて精神的にも安定てきて回復の兆しが見え始める」「生活のリズムも整い、表情も明るくなり、家庭との会話も多くなってくる。時には、学校のことを自分から話すようになる」といった行動が生じるようになる。

② 「不安など情緒的混乱型」(神経症的不登校) の行動

「不安など情緒的混乱型」の不登校では、特に次の3つの行動的特徴を示すことが多い。

その1つは、登校時刻をピークにさまざまな心身不調を訴え、登校をしぶり始めるという点である。しかも、昼間は弱まったり、消失したりするという日内変動の傾向を示し、登校負担のかからない休日には、朝から比較的元気である。

2つ目は、登校刺激に対して過敏に反応するという点である。時に、気分が不安定になり、反抗したり、暴力をふるったり、自分の部屋に閉じこもったりすること(すくみ反応)が見られる。

3つ目は、休んだ日には、家の中に閉じこもり、外出を極力避けるという点である。この時、友達とのつきあいも途絶てしまいがちになる。これは、学校へは行くべきなのに行けない自分に対して、引け目や後ろめたさを強く感じているからである。

3. 不登校の原因と継続理由

(1) 不登校の原因と背景

不登校に陥る児童生徒の原因や背景については、学校、家庭、地域社会、本人の問題など、さまざまな要因が複雑に絡みあっていることが多い。文部省（現文部科学省）の調査では、不登校の直接のきっかけ（原因）については、①学校生活での影響、②家庭生活での影響、③本人の問題、の3つに分類している。その区分には、学校生活では「友人関係をめぐる問題」「教師との関係をめぐる問題」「学業の不振」「クラブ活動、部活動等への不適応」「学校のきまり等をめぐる問題」「入学、転編入学、進級時の不適応」が含まれる。家庭生活では「家庭の生活環境の急激な変化」「親子関係をめぐる問題」「家庭内の不和」が含まれ、本人の問題には「病気による欠席」「その他本人に関わる問題」が含まれている。

文部省初等中等教育局中学校課（1998）の調査によると、不登校の直接的原因としては、小学生では「本人の問題」が最も多く、「家庭生活」「学校生活」の順になっている。中学生では「学校生活」が最も多く、「本人の問題」「家庭生活」の順になっている。このように、小学生と中学生とでは、不登校の直接の原因が異なっている。なお、「本人の問題」に起因した不登校の理由としては、小・中学生共に「病気以外の本人に関わる問題」がほとんどを占めている。「学校生活」に起因した場合は、小・中学生共に「友人関係をめぐる問題」が最も多い。「家庭生活」に起因した場合は、小・中学生共に「親子関係をめぐる問題」が最も多く、その理由の約半数を占める。このように、直接的原因は小学生と中学生で異なるが、「学校生活」「家庭生活」「本人の問題」のいずれに起因した場合でも不登校の理由は小・中学生共に共通している。

(2) 不登校の継続理由

不登校が継続している理由としては、①学校生活上の影響、②あそび・非行、③無気力、④不安など情緒的混乱、⑤意図的な拒否、⑥複合、⑦その他、の7点が挙げられている（文部省初等中等教育局中学校課、1998）。これは、表1に示した不登校のタイプと同じ区分である。

文部省初等中等教育局中学校課（1998）の調査によると、小学生では「学校生活」「家庭生活」「本人の問題」のいずれに起因した場合でも、「不安など情緒的混乱」が理由で不登校状態が継続しているケースが最も多い。一方、中学生では、全体としては「無気力」が理由で不登校状態が継続しているケースが最も多い。しかし、「学校生活」に起因した場合には「不安など情緒的混乱」が理由で、「家庭生活」や「本人の問題」に起因した場合には「無気力」が理由で不登校状態が継続しているケースが最も多く、直接的原因と継続理由が小学生と異なって共通していない。このように、小学生と中学生では、不登校状態が継続する理由にも違いがみられる。

4. 不登校の経過

不登校の経過の研究は多くの研究者が手掛けており、経過時期の名称や各時期の区分の仕方はさまざまであるが、共通した方向を示している。つまり、初期の混乱し種々の問題行動を示す時期から、家庭内で安定はするが無気力な毎日を送る時期を経て、再びエネルギーの回復と共に行動が広がり、やがて再登校を含んだ社会復帰に向かっていくという流れである。なおここでは、不登校状態を示す以前の前駆的な時期、不登校状態を示した初期の混乱期、それに続く家庭内に仮の安定を示す家庭内安定期、そして登校などに向けて行動が広がる再始動期、という経過区分を採用し

ている。

(1) さまざまな前駆的状態を示す「前駆期」

本格的な不登校状態を示す前に、いわばその前触れを示す前駆的な時期がある。このサインはほとんどが周囲から見逃され、子どもが不登校状態になった後で、「そういえば……」といった形で指摘されることが多い。

こうした前駆的状態として最も多いのは、風邪が治ったのに行きたがらないとか、朝学校に行くための支度をぐずるなど、登校を渋ることである。それに加えて、友だちや教師との関係が悪くなるといった人間関係の変化や、学習や運動への意欲が減退するなどの行動の変化が見られたりする。

(2) 動搖の激しい「初期混乱期」

まず、ほとんどの子どもが、初期に心身症のような状態を示す。登校しなければいけないという思いと、学校に行きたくないという思いが葛藤を起こし、それを「病気になる」ということで満たしていると言われる。

この時期に特徴的に見られる心身症的症状として、頭痛・腹痛・発熱などの身体症状がみられるが、医師の診断では身体に異常がないのが普通である。身体の異常のないことが分かると、周囲は登校への刺激を強める。その結果、子どもに周囲への強い拒否反応を引き起こさせる。教師や友人に会うのを拒み、無理に会わせると逃げ出したり、後で情緒の混乱を示したりする。また一方では、引きこもりや攻撃を示す。

(3) 長引く「家庭内定期」

登校刺激を与えずに、子どもの葛藤をなくしてやると、初期の混乱が薄れ、家庭内で安定した生活を送れるような時期に入る。しかし、この時期はいわば仮の安定の時期であり、登校しなければならないという思いがなくなったわけではない。

時には、昼夜逆転が起きたりする。また、テレビをぼんやり見て過ごす、同じ漫画を何度も読み返す、テープの音楽を繰り返し聞くなど、何もせずに一日を過ごすのもこの時期の特徴である。退行現象を起こして、母親に甘えたり、付きまとったりもする。

(4) 自ら歩き出す「再始動期」

家庭内の安定が進むと、学校や勉強のことに触れない限り、他の子どもと変わらない状態で一日を過ごすようになる。年齢などにもよるが、友達と遊んだり、外出をしたりすることもできるようになる。勉強はしないが、趣味に熱中したり、家の手伝いをしたりするなど、行動も建設的な方向へ向かいだす。機嫌もよく、家に閉じこもることに退屈してくる様子が見えてくる。

5. 不登校の前駆症状（サイン）

不登校は、多くの場合、何らかの前兆を伴うものである。ここでは、家庭や学校において見られる典型的な行動面でのサインを示す。下記に示した行動があるからといって必ず不登校になると決めつけることはできないが、こうした行動上のサインを見逃さないことが不登校問題を深刻化させないためには重要である。

(1) 家庭でのサイン

① 朝

「目覚めが悪く、なかなか起きられない」「身体の不調を訴える（気分が悪い、腹痛・頭痛がする）」「下痢・嘔吐をする」「少量の朝食に長い時間を費やしたり、身支度に手間取ったりして、ぐずぐずしている」「顔色がきえない」「登校途中で帰って来てしまう」等の行動がみられる。

② 昼

「欠席した日は、登校時刻が過ぎたり、学校への欠席届の連絡がすむと元気になる」「家の中に閉じこもり、戸外で友人と遊ぶことが少ない」「母親にわがままを言うことが多くなる」「偏食が多くなる」「昼夜逆転の生活になる」等の行動がみられる。

③ 夜

「夜になると、翌日の登校の準備をしていて（明日は学校へ行く）と言ったりする」「勉強はあまりせず、テレビ・ファミコン等で夜遅くまで起きている」等の行動がみられる。

(2) 学校でのサイン

① 朝の会

「遅刻やはっきりした理由もなく断続的欠席が目立つ（月曜日など、特定の曜日によく欠席する）」「健康観察などにおいて、いつもより元気がない、あるいは何となく元気がない」「口数が少なく、無気力になる」等の行動がみられる。

② 授業中

「授業中にぼんやりしていて、学習意欲がない」「いつも同じ教科の時、欠席することがある」「忘れ物が多くなる」「身体の不調を訴え、保健室に行くことが多くなる」「教師を避ける」「自分を出せないようになった」等の行動がみられる。

③ 昼休み等

「友人と遊ばなくなる」「友人が少なく、休み時間には、一人で物思いにふけっていることがある」「身近な友人に（学校がつまらない。行きたくない）などと言う」「言葉や行動が乱暴になる」「急に明るく振舞うようになる」等の行動がみられる。

II 不登校の現況

1. 全国の状況

(1) 不登校児数

2004（平成16）年度に不登校で年間30日以上学校を休んだ小中学生（国・公・私立学校）は、ピークだった2001（平成13）年度の138,722人より、約1万5千人（11.1%）減って123,358人である。1991（平成3）年度に現在の形で調査を開始してから、2002（平成14）年度に初めて不登校児が減少し、その後は減少を続けている。文部科学省は学校へのスクールカウンセラー配置などの対策が一定の効果を上げたと分析しているが、現在でも平成3年度（66,817人）の約2倍の水準である。また、不登校児数は減少しているが、不登校児の割合はピークの平成13年度が小学校0.36%（275人に1人）、中学校2.81%（36人に1人）、合計で1.23%（81人に1人）に対して、平成16年度は小学校0.32%（309人に1人）、中学校2.73%（37人に1人）、合計で1.14%（88人に1人）と大きな変化はみられていない。児童生徒数が減少したために不登校児数も減少しているが、依然かなりの割合で不登校が生じており「憂慮すべき状態」といえる。なお、平成3年度からの不

登校児数（30日以上欠席者）の推移は表2および図1のとおりである。

表2 不登校児数（30日以上欠席者）の推移

区分	小学校			中学校			計		
	(A) 全児童数(人)	(B) 不登校児童数(人)	不登校児童数の増▲減率(%)	(A) 全生徒数(人)	(B) 不登校生徒数(人)	不登校児童数の増▲減率(%)	(A) 全児童生徒数(人)	(B) 不登校児童生徒数の合計(人)	不登校児童生徒数の増▲減率(%)
3年度	9,157,429	12,645 (0.14)	-	5,188,314	54,172 (1.04)	-	14,345,743	66,817 (0.47)	-
4年度	8,947,226	13,710 (0.15)	8.4	5,036,840	58,421 (1.16)	7.8	13,984,066	72,131 (0.52)	8.0
5年度	8,768,881	14,769 (0.17)	7.7	4,850,137	60,039 (1.24)	2.8	13,619,018	74,808 (0.55)	3.7
6年度	8,582,871	15,786 (0.18)	6.9	4,681,166	61,663 (1.32)	2.7	13,264,037	77,449 (0.58)	3.5
7年度	8,370,246	16,569 (0.20)	5.0	4,570,390	65,022 (1.42)	5.4	12,940,636	81,591 (0.63)	5.3
8年度	8,105,629	19,498 (0.24)	17.7	4,527,400	74,853 (1.65)	15.1	12,633,029	94,351 (0.75)	15.6
9年度	7,855,387	20,765 (0.26)	6.5	4,481,480	84,701 (1.89)	13.2	12,336,867	105,466 (0.85)	11.8
10年度	7,663,533	26,017 (0.34)	25.3	4,380,604	101,675 (2.32)	20.0	12,044,137	127,692 (1.06)	21.1
11年度	7,500,317	26,047 (0.35)	0.1	4,243,762	104,180 (2.45)	2.5	11,744,079	130,227 (1.11)	2.0
12年度	7,366,079	26,373 (0.36)	1.3	4,103,717	107,913 (2.63)	3.6	11,469,796	134,286 (1.17)	3.1
13年度	7,296,920	26,511 (0.36)	0.5	3,991,911	112,211 (2.81)	4.0	11,288,831	138,722 (1.23)	3.3
14年度	7,239,327	25,869 (0.36)	-2.4	3,862,849	105,383 (2.73)	-6.1	11,102,176	131,252 (1.18)	-5.4
15年度	7,226,910	24,077 (0.33)	-6.9	3,748,319	102,149 (2.73)	-3.1	10,975,229	126,226 (1.15)	-3.8
16年度	7,200,933	23,310 (0.32)	-3.2	3,663,513	100,007 (2.73)	-2.1	10,864,446	123,317 (1.14)	-2.3

(注) 調査対象：国・公・私立小・中学校

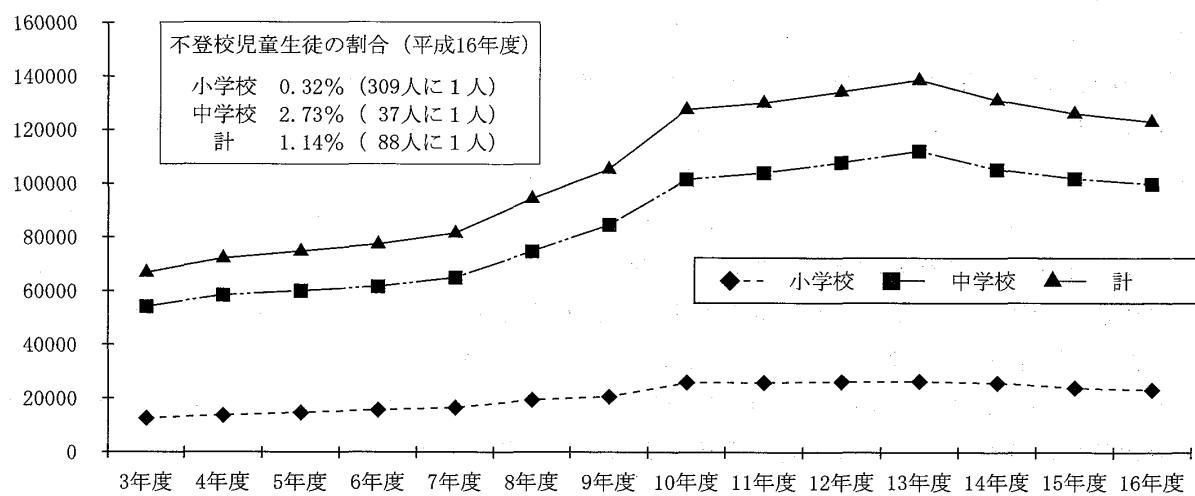


図1 不登校児数（30日以上欠席者）の推移

ところで、不登校児が在籍する小中学校数は19,316校で、全小中学校数（34,522校）に占める割合は56%となっており、過半数の学校に不登校児がいることが示されている。なお、小学校では23,420校中で9,945校（42%）に、中学校では11,102校中で9,371校（84%）に不登校児が在籍しており、中学校ではほとんどの学校に不登校児がいることが示されている。不登校児を学年別にみると、学年が進むにつれて多くなっており、特に、小学校6年生から中学校1年生にかけて著しく増加している（図2）。不登校児数をみると中学3年生が最も多く、41,125人で全体の3分の1を占めている。

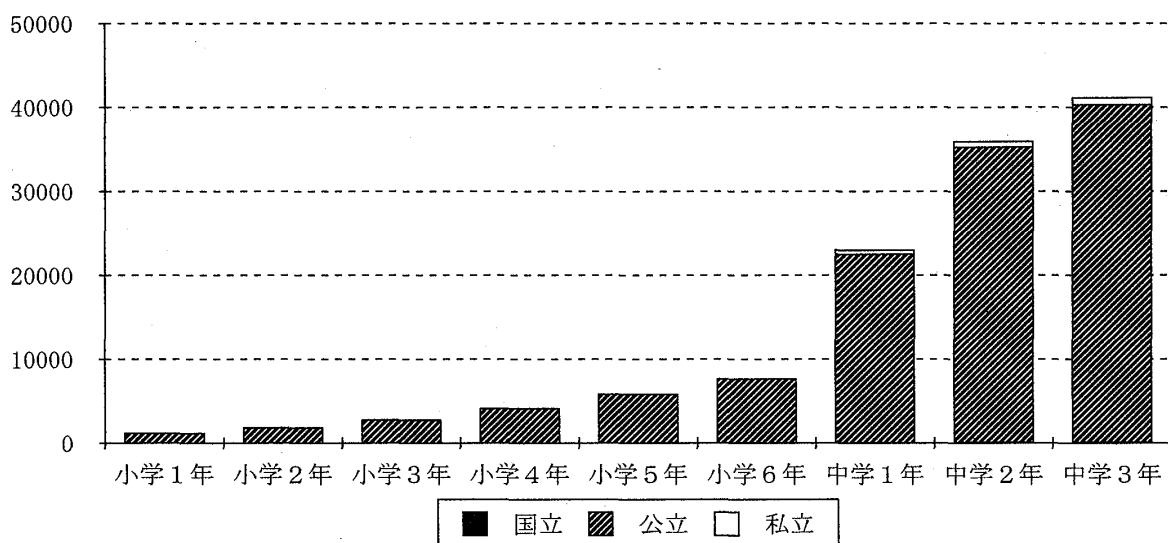


図2 平成16年度の学年別不登校児童生徒数

(2) 不登校のきっかけと継続理由

「生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成16年度）によると、公立小学校における不登校の直接のきっかけは、極度の不安や緊張、無気力などの「本人に関わる問題」が28%で最も多く、「親子関係をめぐる問題」（16%）、「友人関係をめぐる問題」（12%）の順に多い。それに対して、公立中学校でも「本人に関わる問題」が29%と最も多いが、次に多いのは「友人関係をめぐる問題」（23%）、「学業の不振」（8%）の順になっており、小学生と中学生では不登校になる直接のきっかけが異なることが示されている。これは、小学生までは親子関係が重要な人間関係なのに對して、中学生では友人関係が重要な人間関係になることを示唆している。また、中学生になると高校進学を控えるので、学業の問題が大きな比重を占めてくることを示唆している。

また、不登校が続く理由は、さまざまな要因があつて特定できない「複合」と、漠然とした不安などの「情緒的混乱」がいずれも3割を超えており、なお、不登校となつた直接のきっかけと不登校状態が継続している理由との関係は表3のとおりである。

表3 不登校となった直接のきっかけと不登校状態が継続している理由との関係

【小学校】

区分	不登校状態が継続している理由								
	学校生活上の影響	あそび・非行	無気力	不安など情緒的混乱	意図的な拒否	複合	その他	計	比率(%)
学校生活に起因	友人関係をめぐる問題	567	16	185	977	87	765	60	2,657 10.3
	教師との関係をめぐる問題	127	4	32	172	41	143	17	536 2.1
	学業の不振	64	7	288	169	34	217	30	809 3.1
	クラブ活動、部活動等への不適応	5	0	6	21	3	12	1	48 0.2
	学校のきまり等をめぐる問題	10	1	18	28	15	31	10	113 0.4
	入学、転編入学、進級時の不適応	48	1	94	322	28	210	23	726 2.8
	小計	821	29	623	1,689	208	1,378	141	4,889 19.0
家庭生活に起因	家庭の生活環境の急激な変化	43	32	455	735	43	615	202	2,125 8.2
	親子関係をめぐる問題	83	59	797	1,614	130	1,277	231	4,191 16.3
	家庭内の不和	17	14	229	431	35	349	82	1,157 4.5
	小計	143	105	1,481	2,780	208	2,241	515	7,473 29.0
本人の問題に起因	病気による欠席	40	10	320	604	26	643	288	1,931 7.5
	その他本人に関わる問題	148	54	1,617	2,544	265	2,303	531	7,462 29.0
	小計	188	64	1,937	3,148	291	2,946	819	9,393 36.5
その他		46	19	275	264	120	635	853	2,212 8.6
不明		27	10	222	357	71	700	408	1,795 7.0
計		1,225	227	4,538	8,238	898	7,900	2,736	25,762 100.0
比率 (%)		4.8	0.9	17.6	32.0	3.5	30.7	10.6	100.0

【中学校】

区分	不登校状態が継続している理由								
	学校生活上の影響	あそび・非行	無気力	不安など情緒的混乱	意図的な拒否	複合	その他	計	比率(%)
学校生活に起因	友人関係をめぐる問題	4,268	1,263	2,173	6,957	1,014	5,807	384	21,866 21.1
	教師との関係をめぐる問題	250	159	179	313	177	360	46	1,484 1.4
	学業の不振	543	1,657	3,531	1,299	369	1,629	127	9,155 8.8
	クラブ活動、部活動等への不適応	163	82	220	495	74	376	40	1,450 1.4
	学校のきまり等をめぐる問題	201	2,105	449	150	327	433	35	3,700 3.6
	入学、転編入学、進級時の不適応	265	192	530	1,106	202	853	69	3,217 3.1
	小計	5,690	5,458	7,082	10,320	2,163	9,458	701	40,872 39.5
家庭生活に起因	家庭の生活環境の急激な変化	114	682	1,278	1,283	255	1,416	232	5,260 5.1
	親子関係をめぐる問題	170	1,466	1,761	2,192	450	2,193	268	8,500 8.2
	家庭内の不和	69	730	872	888	170	1,013	122	3,864 3.7
	小計	353	2,878	3,911	4,363	875	4,622	622	17,624 17.0
本人の問題に起因	病気による欠席	249	119	1,179	2,162	156	1,732	733	6,330 6.1
	その他本人に関わる問題	678	3,606	7,731	7,272	1,534	8,208	1,162	30,191 29.2
	小計	927	3,725	8,910	9,434	1,690	9,940	1,895	36,521 35.3
その他		70	398	539	408	232	997	644	3,288 3.2
不明		172	199	976	1,023	307	1,894	607	5,178 5.0
計		7,212	12,658	21,418	25,548	5,267	26,911	4,469	103,483 100.0
比率 (%)		7.0	12.2	20.7	24.7	5.1	26.0	4.3	100.0

2. 宮崎県の状況

宮崎県の公立小中学校の不登校児数および不登校率は、例年、全国都道府県の中で最も少ない県の1つであることが示されている。2005（平成17）年度の学校基本調査においても、平成16年度の公立小中学校で起きた不登校の100人当たりの発生率は、小学校は宮崎県が全国の都道府県で最低で（表4）、中学校は43位である（表5）。

表4 宮崎県および全国の上位5県と下位5県の不登校率（小学校：平成13年度～平成16年度）

年度	不登校率 (%)					
	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
全国平均	0.36		0.36		0.33	
宮崎県	0.18	47位	0.18	47位	0.16	47位
全国順位						
1	0.73	滋賀県	0.75	滋賀県	0.62	島根県
2	0.63	島根県	0.69	島根県	0.59	滋賀県
3	0.62	高知県	0.63	高知県	0.58	高知県
4	0.55	長野県	0.51	和歌山県	0.49	広島県
5	0.55	和歌山県	0.49	広島県	0.47	長野県
43	0.24	鹿児島県	0.25	熊本県	0.23	岩手県
44	0.24	熊本県	0.24	福島県	0.22	熊本県
45	0.22	長崎県	0.22	愛媛県	0.21	愛媛県
46	0.22	愛媛県	0.21	長崎県	0.19	長崎県
47	0.18	宮崎県	0.18	宮崎県	0.16	宮崎県

（注1）国公私立の小学校の合計の発生件数に対する100人当たりの発生件数を示す。

表5 宮崎県および全国の上位5県と下位5県の不登校率（中学校：平成13年度～平成16年度）

年度	不登校率 (%)					
	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
全国平均	2.81		2.73		2.72	
宮崎県	2.05	44位	1.85	47位	2.05	42位
全国順位						
1	3.88	大阪府	3.70	大阪府	3.65	大阪府
2	3.43	栃木県	3.35	広島県	3.40	高知県
3	3.31	高知県	3.26	滋賀県	3.31	広島県
4	3.31	岡山県	3.20	神奈川県	3.24	神奈川県
5	3.25	広島県	3.20	高知県	3.20	島根県
43	2.08	愛媛県	2.08	秋田県	2.04	山形県
44	2.05	宮崎県	1.95	愛媛県	1.98	秋田県
45	2.05	秋田県	1.94	北海道	1.97	北海道
46	2.00	北海道	1.89	長崎県	1.94	愛媛県
47	1.87	長崎県	1.85	宮崎県	1.83	長崎県

（注1）国公私立の中学校の合計の発生件数に対する100人当たりの発生件数を示す。

平成16年度の小中学校の都道府県別不登校児童生徒数（30日以上）を資料1に示しているが（文部科学省、2005），宮崎県は小学校が282校，中学校が147校の計429校の結果である。宮崎県の不登校児は，小中学校では合計864人で，前年度より54人減少している。内訳は，小学校が94人で前年度より22人減少し，中学校は770人で32人減少している。それについて宮崎県教育委員会は、「各校に設置しているいじめ不登校対策の定期開催や学校内外での相談指導など，一生懸命な取り組みが奏功した。今後とも家庭訪問など，関係機関との連携を深めた温かみのある指導を学校現場に対して指導していきたい」と説明している。

III 不登校問題への対応と対策

1. 不登校に対応する基本的な姿勢

不登校問題に対応する上では、次のような視点や態度をもつことが重要である。

- (1) 不登校児に対して、主体的に社会的自立や学校復帰に向けて踏み出せるよう、周囲の者が状況を見極めて、そのための環境づくりを支援するといった働きかけを行う。

以前、「登校の促しは状況を悪化してしまうこともある」という趣旨を誤って理解し、必要な関わりをもつことまでも控えて時機を失ってしまうということがあった。そうした対応は見直し、適切な働きかけを行うことが肝要である。ただ、働きかけを行う際には、不登校児の状態や不登校となった要因・背景等を把握した上で、適時・適切に、かつ個々の状況に応じて対応するといった視点をもつことが必要である。

- (2) いじめや孤立など友人関係の中で起こる児童生徒同士の葛藤、学業の不振、児童生徒の教師に対する不信感など、学校生活上の問題が起因して不登校になってしまふ場合がしばしばられるに留意する。

その際、頭に入れておかなければならぬのは、不登校というのは、ある日突然に生じるのではなく、長い時間をかけて作られるものであるという点と、学校に行かなくなるにはきっかけとなる時期があるという点である。これが、他人にはなかなか理解できないのである。客観的には何月何日初めて学校を休むなどと記録に残すので、一見突然に現れてくるように思えるが、実はそれまでの長い過程の中で不登校が育まれているのである。従って、この問題の解決に向けて、教師一人ひとりが児童生徒の理解を深め、指導の改善を図るように努力することが極めて重要なことである。

- (3) 学校、家庭、関係機関等との連携による支援によって、不登校問題の改善ないし解決を図る。

例えば、学校が家庭の悩みや不安を受け止め、その心理的安定を図るなどの親身の指導を継続的に行なった結果、保護者の子どもに対する意識が変わって、積極的に子どもの良さを評価するようになり、児童生徒が徐々に変化し登校するようになった例もある。また、不登校児に対する適切な対応のために、中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置づけた取組を積極的に行い、効果を上げている学校もある。

- (4) 児童生徒の好ましい変化は、たとえ小さなことであっても、これを自立のプロセスとしてありのまま受け止め、積極的に評価する。

児童生徒の自立への歩みは決して一様ではなく、中にはゆっくりとした足取りを示すこともある。教師や保護者は、不登校に陥った児童生徒がその立ち直りを図る中で「①明るく生き生きとした表情をみせるようになった、②朝きちんと起きられるようになった、③身の回りのことを自分で整理するようになった、④友人と交わることができるようになった」というようなことは、その事柄 자체が児童生徒の成長であり、自立のステップであると受け止めて、共に喜ぶ姿勢をもつことが大切である。

- (5) 不登校の対策には、不登校を引き起こす多様な実態に目を向ける。

最近、社会的関心が高まってきた児童生徒をめぐる課題の中に、不登校との関連性が注目されるようになってきたものがある。例えば、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）等

の児童生徒については、周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないといった状況が進み、不登校に至る事例がある。また、保護者による子どもの虐待が原因で不登校になったのではないかと思われるものもある。このように、不登校対策は多様な実態を視野に入れた取組が必要となっている。

2. 学校での対応

(1) 各教師の対応

一般に、不登校児の指導は学級担任一人に任せられ、他の教師からの関心が向けられない場合がある。学級担任は、家庭訪問による指導や保護者との面接にも心を配り努力しているが、時間調節ができなかったり、指導の手がかりがうまくつかめなかったりして、指導が円滑に進まないことがある。そこで学校は、教師相互の協力体制を作り、それぞれの役割分担を明確にして、指導効果を高める工夫をすることが重要になる。

① 校長（教頭）

常に校長（教頭）を中心としたチームによる対応が望まれている現在、担任への指導・援助を行うのはもちろんのこと、その他にもさまざまな役割がある。児童には進んで声かけを行い、保護者には学校便りなどを通して、校長（教頭）自身の考え方や基本姿勢を伝える必要がある。また教職員に対しては、学校としての基本方針を決め、それを徹底させ、役割分担がうまく機能しているかを確認しなければならない。関係機関に協力を求めるかどうかを決定することもその一つである。

② 生徒指導主事

学校全体の不登校の実態を把握し、個々の方策を練るのが生徒指導主事の役割である。まず、児童の情報を収集・分析し、指導の基本方針を立案する。そして、教師間に指導のズレが生じないように、指導体制づくりと共通理解を図る必要がある。保護者に対しては、学級担任と協力し、保護者の悩みや不安を取り除くよう相談に当たる。関係機関に対しては、情報と指導経過を分析した上で、連携の必要性を検討する。

③ 学年主任

学級担任とともに課題解決の方策を考え、側面から学級担任の援助を行うのが学年主任である。学年の欠席・遅刻の状況を把握し、資料の分析から早期の発見に努め、また学年の事例研究会等を開き、学年の共通理解を深める。他にも、学級担任の相談に応じたり、指導や援助のための助言をするとともに、関係機関との連絡にあたり、連携が円滑にいくよう手助けをする。学級担任と家庭との間に入り、協力体制づくりに努めるのも大事な役割である。

④ 学級担任

欠席状況を把握し、課題把握、保護者との連携等、具体的に指導・援助を行う、という重要な役割をもつ。朝の健康観察から児童生徒の変化に気を配り、気になる児童生徒についてはさまざまな角度から情報を収集する。欠席・遅刻などについては、必ず保護者と連絡を取る。また、保護者は不安を抱いている場合が多く、保護者の支えとなるように努力しなければならない。その際、自分一人の判断ではなく、学年主任や生徒指導主事との連携を密にした指導を心がける。あわてて学級担任だけで対応するのは危険であるので、学年や学校全体、そして外部の専門家の力

も借りてゆったりとした対応をするように努める。日頃から、子どもの個性を理解し、一人ひとりの良さや可能性を伸ばすことが大切であり、学級での共感的な人間関係づくりを行う必要がある。

⑤ 養護教諭

気になる子どもが保健室にきた場合は、すぐに学級担任や生徒指導主事と連絡を取り、対応に当たる。その中で、関係機関からの助言等も取り入れた指導を行う、という役割を担う。不登校児は、身体的な症状を訴えてくる場合が多く、保健室ではそれらの児童を受け入れ、不安や悩みを共感的に聞くことが重要である。保護者に対しても、児童生徒の身体の状態をきっかけに、養護教諭や学級担任と話しやすい環境をつくる必要がある。

⑥ スクールカウンセラー

児童との人間関係づくりに主眼をおき、指導するというよりも相手の立場に立ち、話を聞いてあげることが必要である。保護者に対しても、主に学級担任を通じて協力関係を築き、カウンセリングを行う。児童生徒の情報の収集・分析だけでなく、学級担任や生徒指導主事との連携も欠かさないようにする。関係機関には、自分で分析した結果をもとに、意見を求めたり指導に対する連携を図ったりする。

(2) 教育相談の在り方

ここでは、不登校児に教育相談を行う上での基本的な対応の仕方について考えていく。教育相談がうまく行われるには、日頃の児童生徒との人間関係づくりが必要であるが、特に次に示すような態度をもって接することが大切である。

① 児童生徒の心や気持ちを優先する姿勢をもつ。

「学校に行くのがつらい」「友達がいない」などの気持ちを優先して理解することが必要である。不登校になっている子どもの気持ちを優先していない状況では、「先生は君のために迷惑している」「君のために他の児童が迷惑している」という気持ちが出たりするからである。

② 児童生徒をあるがままに受け入れる姿勢をもつ。

「学校に来ない」という行動をありのままに見ようとする態度で不登校児への指導・援助がなされるとき、児童生徒はその指導・援助を受け入れる気持ちになる。子どもを肯定的に見ようとする態度で接することが、人間関係をつくる上で重要な条件である。しかし、子どもを肯定的に見ること（受容すること）と、不登校を許容することとは別問題である。

③ 児童生徒の個性と自発性を尊重する姿勢をもつ。

個性の尊重は、個々の児童生徒に関心をもつことから始まる。児童生徒をかけがえのない存在としてとらえ、児童生徒の考え方や行動などの特性を理解し、個に応じた対応をすることが大切である。自分が認められていると感じるとき、児童生徒は教師に親しみをもち、心を開いて指導・援助を受け入れるようになる。

④ 自分自身の心を開き、率直な態度で児童生徒に接する姿勢をもつ。

教師と児童生徒との親密な信頼に満ちた関係とは、両者が心を開いて安心して語り合える関係になることである。そのためには、児童生徒の良い行動や考えを見たり聞いたりした時には、率直に教師のうれしい気持ちを伝えることも必要である。また教師が、自分が子どもの頃、友達のことで悩んだことや先生に叱られたことなどの体験を話すのは良いことだ。

⑤ 児童生徒一人ひとりに積極的な関心を示す姿勢をもつ。

子どもは、教師が自分を理解しようとしていることが分かれば、自分から教師に近づいてくるし、親近感をもつようになる。廊下ですれ違った時には声をかけたり、話し合いや遊びの中に加わったりして、積極的に個々の児童生徒とのふれあいを図っていくことが大切である。その中で、「先生は、君のことを見棄ててはいないんだよ」という姿勢を伝えると、子どもは安心する。このように、一人ひとりに対して、愛情をもって公平な態度で関わってくれる教師を見るにによって、自他ともに信頼する気持ちが育っていく。教師に親近感をもたない児童生徒には、「先生はいつか君と話したい」という願いをもって声をかけたり、手紙を書いたりするうちに、教師に対する信頼関係が芽生え、人間関係ができるようになる。

また、教師が子どもに何をするかではなく、子どもにとって自分がどういう存在になっているか、どう見られているかを考えることは、関わり方の糸口を見つける上で、大事な視点になってくるだろう。

(3) 再登校への働きかけ（登校刺激）

何とかして子どもを早く再登校させようとする意図をもって行う親や教師の働きかけを、一般に「登校刺激」と総称する。不登校が起きた場合、その初期の対応がきわめて重要である。その対応が良ければ早く再登校する児童生徒もいるし、対応がまずいとその症状が進行してしまうこともある。早期解決をあせらずに、児童生徒が学校を休む意味をとらえ、相手のペースに合わせて登校刺激を与えることが大切である。次に、効果的な再登校への働きかけの例を示す。

【効果的な働きかけ】

① 児童生徒と会うことができるまでの段階

保護者と事前に打ち合わせをしておき、午後あるいは夕方に家庭訪問して一緒に遊ぶようにする。直接会えない場合は、無理に会おうとせず、聞こえるところから用件を言ったり手紙などを届けたりする。

② 児童生徒と会話ができる段階

児童生徒の好きなことや興味のあることを話題にする。また、遊びや学習等を共に行うのも良い。

③ 外出ができる段階

待ち合わせをして、スポーツや散歩等を行う。また、一緒に学校周辺を回るのも良い。

④ 登校へ向けての条件を決める段階

学校に向かってどの地点まで行くか、誰と行くか、登校する時間帯をどうするか、登校する場所をどうするか、下校する時間帯をどうするか、給食をどうするか、などの条件を決める。

⑤ 登校できる段階

登校へのステップとして、①朝決まった時刻に起きる、②食事をする、③洋服を着る、④道路に出てみる、⑤校門まで行ってみる、⑥1時間目だけ授業に出る、⑦午前中だけ授業に出る、⑧一日中授業に出る、などが考えられる。

以上が効果的な働きかけの1例であるが、現実には実施が困難な面もあるうし、このように誘つ

ても簡単にいかないのが現状であろう。ここで示したかった点は、登校刺激とは「直接的に『学校に行くように』といった言葉かけをすることとか、学校に関連することを話すことだけではない」ということである。親や教師が登校にこだわっていると、意図していなくても、言葉や表情や行動の端々に無意識的でることもあるし、言葉に出さないこと自体が登校刺激になっていることすらある。さらに言うならば、子ども自身が強く学校にこだわり、そのことに敏感になっているだけに、全く関係のないことでも登校刺激と受け取ってしまうことすらある。

心の不安定な状態にある時の登校刺激は、いわば痛む傷口を手荒く扱って傷口を一層深くすることに似て、子どもの罪悪感を一層駆り立て、ますます情緒的な混乱を引き起こし、登校させようとする意図とは相反する結果となる場合がある。とりわけ、子どもの心を無視した、親や教師の“あせり”から生じる登校刺激は、効果がないばかりか、子どもにとって有害でマイナスの影響を与えることもある。

だからといって、登校刺激を加えてはまずいと、教師は手を拱いて何もしないで、子どもからの動きをただ待っていれば良いというわけではない。問題の解決はおろか接触の手がかりすらつかめなくなってしまうからである。したがって、登校刺激と考えるかどうかは別として、教師としてやるべきことは、子どもとの関わりを持つことであり、そのために家庭訪問をすることであろう。なお、登校刺激の代表ともいえる家庭訪問については、「家庭における不登校」のところで取り上げることにする。

(4) 保健室（相談室）登校への対応

保健室（相談室）登校から教室への復帰は、本人の気持ちを十分配慮し、急かすことなく様子を観察しながら進めていくことが大切である。次に、保健室から教室に復帰するための効果的な指導例を示す。

【保健室から教室復帰へのステップ】

① ステップA（教師と接触する）

任意の時間に、保健室において学級担任や他の教師と接触（学習）する。

② ステップB（級友と接触する）

保健室において本人が選ぶ少數の級友と接触する。時機を見て、その人数を増やす。

③ ステップC（教室へ行く練習をする）

放課後、または教室の空いている時に教室へ行く。次に、休日に登校し教室に行く。それに慣れてきたら、帰りの会に参加する。

④ ステップD（特定の授業のみに出席する）

好きな教科の授業に出席する。

⑤ ステップE（徐々に授業に慣れる）

好きな教科を受ける時間を増やしていく。それに慣れてきたら、朝から1時間、2時間、そして午前中と授業を受け、最終的には、級友や学級担任などとともに教室へ入り、全時間出席する。

現在、保健室が子どもの居場所になっていると言われている。事実、平成10年6月に示された中央教育審議会の答申「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機一」

の項目の1つに「『心の居場所』としての保健室の役割を重視しよう」と提言されている。悩みを抱える子どもにとって、自分の居場所があることはとても安心できることだ。その点、保健室は子どもを評価しない。成績をつけたり、これをいつまでにやらなければいけないといって勉強を押しつけたりしない。このことからも、保健室とは、子どもにとって安心できる場所であり、さまざまな心身の問題を訴えやすい特別な場所、ということが言える。

(6) 再登校した場合の対応

再登校した児童生徒は、友達や教師の目や言動を非常に気にしている。「どうして休んでいたの?」という質問にどう答えようかと悩む。学級(学校)の受け入れ態勢は、こうした児童生徒の気持ちの理解から始まる。再登校し始める形はいろいろあり、本人の発達段階や心の状態に合わせた対応の工夫が必要である。また、児童生徒本人だけではなく、保護者の気持ちの理解にも努めなければならない。文部科学省の委託で実施した「不登校保護者に対するアンケート調査」(2003)の結果によると、「不登校に対する周りからの誤解や偏見(問題視)により、辛い思いをすることが多い」「親自身が登校を焦り、子どもにプレッシャーをかけていた点を後悔している」という意見があった。このような保護者の気持ちを踏まえた上で、保護者と緊密な連携をとりながら、焦らず本人の気持ちを見守っていくことが大切である。次に、再登校したときの学級(学校)の対応例を示す。

【再登校時の学級(学校)の受け入れ態勢】

① 事前の準備

まず、迎え入れる学級の雰囲気が受容的でなければならない。そのためには、教師が日ごろから、すべての児童生徒を温かく理解し受容する態度をもって接する必要がある。また、発達段階に応じて、他の児童生徒に早い段階から不登校について理解させておくことが大切である。小学校低学年のような年齢の低い発達段階では、不登校を「心の病気(問題)」とするよりは、「身体の病気」といった方が理解されやすい。小学校高学年以上になると、子どもに不登校は「病気」ではなく、「誰でも感じたことがある悩み」が強くなったものといった見方を示す方が望ましい。そして、学級活動の中などで、自分のもつ悩みを考えさせ、互いの悩みを理解し、助け合う人間関係の在り方を考えさせることが必要である。

② 登校する場所への配慮

はじめから教室に入りにくい場合は、保健室、相談室、図書室など本人の居やすい場所を用意しておく必要がある。また、教室の座席や靴置き場、ロッカー等の準備にも配慮が必要である。特に、座席は可能な限り教室の入り口に近い所で、しかも本人が一番話しやすいと思われる友達と座席を並べて置くことが望ましい。

③ 教師の言葉かけの配慮

再登校した児童生徒と顔が合った時には、「おはよう」と軽くひと声かけるだけでよい。教師のこまごまとした労りのことばや、励ましのことばは、場合によって本人に「もう休むなよ」と受け取られることがある。

④ 学習の遅れへの配慮

長期欠席になれば、学習が遅れるのは当然である。授業やテストは本人の様子を見ながらきめ細やかな対応をしていく必要がある。授業中の教師の態度や発言にも十分な配慮をしなければならない。「宿題を忘れたの?」「こんなことが分からぬの?」等のことばは再登校したばかりの児童生徒には大きな痛手になる。

ここで、実際に再登校できるようになった児童生徒の人数と割合を見てみることにする。表6は、平成13年度から平成16年度までの公立小・中学校の不登校児への指導結果状況である。

表6 不登校児への指導結果の状況（平成13年度～平成16年度）

区分	年度（元号）	小学校		中学校		合計	
		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
指導の結果、登校する又はできるようになつた児童生徒	13年度	7,332	27.8	27,704	25.1	35,036	25.6
	14年度	6,964	27.0	25,947	25.1	32,911	25.5
	15年度	6,893	28.7	26,201	26.2	33,094	26.7
	16年度	6,779	29.1	25,716	25.7	32,495	26.4
指導中の児童生徒	13年度	19,082	72.2	82,512	74.9	101,594	74.4
	14年度	18,798	73.0	77,536	74.9	96,334	74.5
	15年度	17,084	71.3	73,864	73.8	90,948	73.3
	16年度	16,531	70.9	74,291	74.3	90,822	73.6
うち登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった児童生徒	13年度	5,462	20.7	23,748	21.5	29,210	21.4
	14年度	5,308	20.6	21,742	21.0	27,050	20.9
	15年度	5,372	22.4	23,126	23.1	28,498	23.0
	16年度	4,929	21.1	22,768	22.8	27,697	22.5

平成13年度から大きな変化はみられていないが、平成15年度から登校する児童生徒の割合がやや増えている。平成16年度では、小学校で29%の児童が再登校するようになり、21%の児童が再登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになっている。中学生は小学生に比較すると指導の効果がやや低いが、それでも26%の生徒が再登校するようになり、23%の生徒に好ましい変化がみられている。小中学生ともに約半分の子どもに指導の効果がみられているといえる。

再登校するようになった児童生徒への指導に関して、「学校内での指導の改善工夫」(60%)が「家庭への働きかけ」(31%)や「他の機関との連携」(8%)よりも効果のあることが示されている。しかし、最も効果のあった措置は、小学校・中学校とも「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った」(12%)であり、次に「登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした」(11%)という「家庭への働きかけ」である。学校内ではさまざまな改善工夫がなされており、全体的には指導の効果が上がっているが、項目分析すると家庭への働きかけの重要性が示唆される。

3. 家庭との連携

再登校の資料にもあったように、不登校児への対応を進めるためには、家庭との連携が不可欠である。なぜなら、家庭環境の改善や保護者との関係改善、家庭の教育機能の向上は、不登校児の立

ち直りに果たす役割が大きいからである。

(1) 不登校についての保護者の理解を援助する。

保護者は、学校へ行かないという現象面だけにとらわれがちである。したがって、不登校についてよく理解してもらうことが、教師の援助の第一歩となる。教師がカウンセリング的な態度で保護者と接することで、保護者の不登校に関する考え方があわっていくことがある。

(2) 保護者の関わり方について助言する。

子どもが不登校に陥ると、保護者は子どもにどう対処してよいのか途方に暮れてしまうことが多い。そんなとき教師は、保護者が不登校に対処する上での基本的な態度を身に付けることを援助する必要がある。児童生徒の不登校時の状況に応じた、保護者への具体的な助言の内容を以下に示す。

① 理由もはつきりしないまま断続的に欠席を続け、まったく登校しないで家に閉じこもりがちになる。

保護者は、子どもが登校できないで苦しんでいることを理解してやり、その苦しみを和らげる努力をする。

② 不登校の状態が長く続いている改善が見られない。

保護者は日頃のさまざまな欠点をあげて叱責しがちであるが、これでは子どもはますます登校できなくなるので避ける。生活が不規則になりやすいので、基本的な生活習慣ができるように指導する。

③ 自己中心的に振る舞い、被害意識も強くなる。

保護者は子どもが広い心をもつよう働きかけ、自分自身を客観的に見ることのできるように援助する。

④ 登校しない理由を様々あげて保護者に訴える。

保護者は子どもの話に十分耳を傾け、その内容を学校へ連絡し、登校できない障害の除去に努める。

⑤ 妥当でないことを登校しない理由としてあげる。

保護者は、子どもに毅然とした態度で登校を強く勧めてみる。子どもの様子を見て深追いはない。子どもの気持ちに共感する態度を示しながらも、登校の必要性は示していく。

(3) 保護者の気持ちを正しく理解する。

子どもが不登校になると、保護者も「驚き」や「不安」などで精神的に不安定になりやすい。冷静に現実を受け止めることができるものには、時間が必要となることがある。学級担任は、そのような親の気持ちを理解し、対応することが大切である。

担任から見ると、保護者が過干渉であるように思えたり、何となく無責任であるように思えて、保護者も悩んだり、困ったりしていることを察するようにしたい。親の言動は、子どものための行動であるということを理解することが大事である。保護者が精神的に安定してくると、子どもも安心してくるものである。

しかし、ここで注意したいのは、保護者の気持ちを理解することと保護者の話をそのまま鵜呑みにすることとは違う、ということである。立場が違えば、感じ方や理解の仕方が違うのは当然である。保護者を通して、専門機関での様子や医師からの指示を聞く場合も、疑問があれば自分

で確かめる姿勢を持たなくてはならない。

4. 家庭訪問の在り方

不登校児にかかる指導の第一歩は、子どもの家庭での様子を十分に把握するための家庭訪問である。家庭訪問は、学級担任、学年主任、生徒指導主事および児童生徒が特に尊敬し信頼している教師などが行う。必要に応じ、2人以上の教師が協力して家庭訪問する場合もある。家庭訪問の際には、不登校について十分な理解をした上で慎重な対応をする必要がある。以下に、家庭訪問をする際の過程と留意点の例を示す。

(1) 家庭と連絡をとり家庭訪問の日時について話し合う。

できるだけじっくり話し合うためにも、保護者がゆっくり話せる時間帯を選ぶ。

(2) 児童本人に会えるかどうかを確認する。

無理やり本人に会おうとせず、本人の気持ちを尊重する。

① 本人に会える場合

現在の家庭での様子や本人の興味・関心のあること、友達のこと、学校の様子などについて話をすると、心理的負担にならないように気をつける。もし、子どもとの関係がとれるようになり、次第に元気が回復してきたと判断したら、「一緒に登校に挑戦してみようか」といった言葉かけをしてみる。しかし、「無理ならやり直そう」といった気持ちをもった上で、焦らずに児童の支えになるよう関わる。

本人は学校に行けないことで引け目を感じることが多く、直接学校のことを話題にするなど、児童生徒を緊張させることのないようにする必要がある。登校を促す指導についても、本人の意思を尊重することが大切で、慎重に行わなければならない。

② 本人に会えない場合

電話や手紙などで学校との関係を取り続けながら、会うことができるようになるまで待つ。ただし、電子メールについてはマイナスになる要素もあり、慎重な対応が望まれる。また、保護者と家庭での本人の様子（行動、話す内容など）や保護者の悩み、これから対応などについて話をする。

ほとんどの保護者は、子どもが学校に行かないことで、自責の念に駆られたり、心の平静を失っていることが多い、そうした保護者の気持ちを受け止めることが大切である。保護者や児童生徒の問題点を学校（教師）の立場から一方的に指摘しても逆効果であり、「保護者と共に考える」という態度で接して、保護者的心を開かせることが重要である。

家庭訪問など、学級担任からのたび重なる対応は、時として子どもへのプレッシャーになることもある。その子にとって、どのように対応するとよいのかをよく見極め、適切な援助をしなければならない。丁寧な対応を心がけるあまり、干渉しすぎていいかどうか、振り返ってみると必要である。

5. 家庭における予防と対応

(1) 予防

北海道立教育研究所は、不登校を予防するために保護者が家庭生活において配慮すべき点とし

て、次の12項目を挙げている。①新しい環境に適応する力を育てる、②子どもの知的好奇心を喚起する、③自分の行動に責任を持たせる、④自分の気持ちや考えをはつきり言えるようにさせる、⑤幅広く、多くの体験をさせる、⑥家庭の中で役に立つ存在であることを認識させる、⑦物質的欲望に節度をもたせる、⑧食事に好き嫌いをなくす、⑨両親の役割分担を明確にする、⑩食生活に配慮し、食事を楽しくする、⑪親もスポーツに関心を持つ、⑫明るい、伸び伸びした生活を心がける。

これらの指摘を見ても、不登校予防の基本は、われわれ大人がいわゆる「良い子」を期待することではなく、明確に自らの意志を決定できる能力と自立心を備えた「個」として育てることであり、さらに付け加えるなら、硬直した生真面目さではなく、より柔軟な社会的対応と認知の仕方ができるような態度を形成することである。

(2) 対応

中山（2001）は、保護者が不登校児に対応する際の留意点として次の7点を挙げている。

① 不登校による二次的反応の意味を理解する。

前述したように、不登校では、子どもの側の内的条件や周囲からのストレスによって、腹痛・頭痛などの身体的症状や神経症的症状が現れたり、引きこもりや家庭内暴力などの行動が見られたりすることがある。これらの症状や行動は、それが先に始まったために不登校になったのではなく、不登校になったり、あるいは不登校になりかかることによって生じる二次的な反応である。保護者としては、このような不登校による二次的反応の意味を正しく理解して、適切に対応することが大切である。

② 登校刺激を与えず待ちつ。

登校を促す言葉は、時に好ましくないものになる。それは、保護者としては子どものためにと思って言っているのであるが、実は保護者の側が安心したいために子どもに言っていることが多いからである。保護者としては、「学校へ戻りさえすればそれでよい」といった考え方から登校刺激を与えるのではなく、まず子どもの苦しい気持ちをよく理解することが大切である。そして、「学校に行けない子はだめである」という考え方を捨て、今は子どもがひと休みしている時期であると考え、子どもがいつかは自立することを信じて、焦ることなく待つ姿勢が必要である。

③ 子どもと真の対決をする。

子どもは、不登校や非行のような問題を起こした際には、父親が子どもの問題から逃げずに、登場すべきときに登場してほしいと願っているのである。不登校の子どもの保護者の集いに、母親だけでなく父親も一緒に参加するようになると、その子どもの不登校の問題が解決の道につながることが多い。

④ 家族の力動関係を再構成する。

子どもは、親がいるかぎり父や母を求める。親も子どもがいることで父となり母となる。子どもの問題行動は、実は、家族のあり方への秘められた告発であることが意外に多い。それ故、子どもが不登校を起こした際に、保護者の側が自分たち夫婦や家族の在り方を変えるような建設的な努力をすることによって、子どもの不登校が解決することもある。

⑤ 学歴信仰や良い子像にとらわれない。

学校信仰や学歴信仰にとらわれて、保護者が教師のようになってしまったり、家庭が学校化し

てしまった状況では、子どもの不登校は改善されにくい。学歴や成績へのこだわりから解放され、今までの価値観を変えて新しい人間観や人生観を見いだすことが、子どもに好ましい影響を与えて不登校の改善へつながることがある。

⑥ 子どもの問題について先まわりしない。

保護者が子どもの問題に対して先まわりして解決しようとするとは、子ども自身にとって必ずしも好ましい結果をもたらさない。子どもは、自分自身で決めたことについては頑張るだろうし、たとえ失敗や挫折をしても親（保護者）を恨むことはできないはずである。それ故、不登校の子どもが進路で悩んでいるときでも、親が決めるのではなく、本人自身に決めさせることが望ましい。

⑦ 安易に第三者や教育相談関係機関に頼らない。

子どもが不登校を起こしたときに、保護者がその子どもをすぐに第三者や教育相談関係機関などにまかせてしまうことは好ましいことではない。不登校は、子どもが自分の苦しさを訴えている心のサインであり、保護者としてはその心のサインの意味を理解することがまず大切である。そのような努力をしないままに、第三者や教育相談関係機関に安易にまかせてしまうことは、子どもの訴えを正面から責任をもって受け止めたことにはならず、子どもにとって望ましいことはない。

6. 他の関係機関との連携

教師は教育の専門家ではあるが、心理学や精神医学、社会福祉等についての知識は十分ではない。それ故、せっかくもち合わせている知識や技術が十分に生かせなかったり、反対にそれらにとらわれたりして柔軟に対応できることもある。そういうとき、地域にある児童生徒の問題に関わっている教育相談機関や専門機関と協力して指導にあたることが必要である。

不登校に対応する関係機関としては、以下に示すようなものがある。それぞれの特徴を生かして活動しており、一人ひとりの児童生徒にあった関係機関を選ぶことが大切である。連携に際しては、事前にそれぞれの機関の特色をよく理解し、委託の後も家庭、学校、機関が相互に連絡を保つことが大切である。ことが起こってからではなく、普段からの連携を考えておく必要がある。

(1) 県教育研修センター

学校あるいは家庭から相談の依頼を受け、①受理面接、②心理診断、③相談・助言・紹介、④事後の援助、といった形で相談を進める。どの関係機関に指導を受けるべきか分からぬ場合には、研修センターでの相談が適当である。治療機関というよりも相談機関としての役割が強く、具体的な援助は研修センターと学校や家庭などの連携によって行う。

(2) 児童相談所

一般家庭や関係機関からの相談に応じ、特に児童の養育についてあらゆる相談を受ける。家庭状況・行動・性格などの調査判定を行い、ケースワーカー・心理判定員・医師など専門的な知識や技術をもった担当者がおり、臨床チームが作られ、学校では取り扱えないような問題の対応にも当たっている。特に、遊び型や昼夜逆転型など、家庭での指導に重点が置かれるような場合には、一時保護や施設への入所などの方法が取られる。

(3) 教育支援センター（適応指導教室）

教育支援センター（適応指導教室）とは、不登校児等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等の学校以外の場所や学校の余裕教室などにおいて、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的・計画的に行う機関として設置したものをいう。教育支援センターでは、いじめや学校への不適応から不登校になった児童生徒を自分たちの決めたルールやペースの中で生活させ、徐々に生活のリズムを確立させて問題の解決を目指す。精神的に追い詰められた児童生徒が多く、同じ悩みをもつ仲間の中で生活できることで、比較的容易に通うことができる。

ところで、平成14年度に都道府県又は市町村の教育委員会が設置した「教育支援センター（適応指導教室）」の数は1,031ヵ所である。このうち、都道府県教育委員会が設置したものは29ヵ所、市町村の教育委員会が設置したものは1,002ヵ所となっている。教育支援センターにおける指導員数は3,225人であり、このうち常勤は26.4%を占めている。

(4) 電話相談室（ほっとコール等）

電話で、保護者や悩んでいる本人または教師の相談を行う。本人が直接相談するので相談しやすい。相談によって、次の相談場所を紹介してもらえるなどの展開も期待できる。

(5) 医療機関（小児科、内科、心療内科、精神神経科）

特に児童精神科医、臨床心理士、ケースワーカーが相談に当たっている。長期間学校を休み、学校の指導が効果のない場合など、医学的な背景を探ることで解決を図る。家族面接、教師との面接、心理検査などの資料を参考に、学校に行かない原因を解明し、治療方針を立てる。本人が受診を拒むような場合には、身体の健康をはっきりさせるという理由で受診を勧める。

IV 宮崎県の不登校に対する対応と対策

1. 宮崎県の不登校に対する考え方の変化

宮崎県の不登校児に対する対応に関して、1997（平成9）年と2003（平成15）年の宮崎県教育委員会が作成した生徒指導資料を比較すると、大きく3つの点に変化がみられる。

1つ目は、「不登校児への働きかけ」の仕方である。平成15年版では、「以前、『登校への促しは状況を悪化してしまうこともある』という趣旨に関して誤った理解をし、必要な関わりをもつことまでも控えて時機を失ってしまう場合もあったが、そのような対応は見直し、適切な働きかけを行うことが肝要である」と、不登校指導の見直しを提言している。全く刺激を与えないのではなく、必要な関わりは持とうという方向へと変化している

2つ目は、不登校の改善要因のとらえ方である。改善要因として学校、家庭、関係機関等との連携を取り上げる点は共通しているが、平成9年版では明記されていた「本人の努力」が平成15年版では削除されている。また、新たに「不登校児童生徒に対する適切な対応のために中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置づけた取組を積極的に行い、効果を上げている学校もある。」の部分が付け加えられている。全教職員が一丸となって対応に当たることは当然であるが、その中心となる「不登校対応担当」教員を明確化するという変化がみられている。

3つ目は、不登校と新たな障害との関連である。平成9年版には全く記載されていなかった、近年

の児童生徒を取り巻く問題と不登校との関連性が取り上げられている。平成15年版には、「学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒については、周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないといった状況が進み、不登校に至る事例がある。また、保護者による子どもの虐待が原因で不登校になったのではないかと思われるものもある」の部分が新たに加えられている。今後は、さまざまな分野の基礎的知識の習得など、教員としての資質の向上が求められるとともに、多様な実態を視野に入れた不登校への取り組みが必要である、という認識へと変化していることが窺える。

2. 宮崎県内の小学校における不登校への取り組み

ここでは、延岡市内のA小学校の取り組みを紹介する。

(1) 指導の基本的な姿勢

不登校問題への対応は、カウンセリング等の専門的な知識・技術・経験を必要とし、問題解決までには家庭訪問を行うなど時間を要することも多く、学級担任のみの対応には限界があるケースもある。そこで学校では、学級担任をはじめ、すべての教師が教育相談の考え方や専門的技法に精通するよう努力する必要がある。また、教師の指導が相互に連携を保ち、学校全体として組織的な取り組みがなされるように指導体制の整備・強化を図らねばならない。

宮崎県の指導に対する考え方としては、次のような点が重視されている。

① すべての教師が不登校についての理解を深める。

「きめつける」のではなく、「理解する」ことから不登校の対応は始まる。不登校のタイプは一人ひとり異なっているという認識をもって、マニュアル通りではない個々に合った適切な指導をしていかなくてはならない。また、あるタイプの1つに当てはまつたからといって、その子を理解したことにはならない。分類することで分かったつもりになることは、かえって危険である。実際に、何らかのきっかけで不登校になった児童を指導・援助し、効果的な対応を図っていくためには、1つの観点にとらわれることなく総合的な角度から捉えていく必要がある。教師は、不登校児を一定のタイプに枠づけして解釈するのではなく、彼らが何を考え、訴えようとしているのかを理解するための手掛けりとして、不登校の分類を活用することが大切である。

② 教師相互の連携・協力を図る。

不登校はすべての教師にかかわる問題である。それ故、全教職員が学級担任に協力しようとする姿勢が必要である。常に校長を中心としたチームによる対応が必要であるため、学級担任以外の教師の関わりも大切になってくる。そして何より、学級担任と児童本人との人間関係や信頼関係を支えることが大切である。特に、学級担任、養護教諭、生徒指導主事の三者の連携が重要視される。三者が1つの問題を共有し、どこかでそれが止まらないようスムーズな連携が求められる。日頃から一番連携をとるのは、学級担任と養護教諭であろう。保健室を利用する子どもの情報交換や児童の心の問題についての話などは、直接的な治療だけでなく、不登校の早期発見や予防的指導にもつながるものである。

③ 教育相談の考え方や指導の姿勢を身につける。

児童の心や気持ちを優先する姿勢が大切になってくる。それは、児童をあるがままに、肯定的にみる姿勢ということである。児童の個性と自発性を尊重し、児童一人ひとりに積極的な関心を

示すことが大切である。教師は、自分自身の心を開き、率直な態度で児童に接しなければならない。

A小学校では、学級担任が一人で問題を背負わないよう「全職員で、全児童を！」の考え方のもと、生徒指導において組織的な取り組みを行っている。何か気になる児童がいれば、いじめ・不登校対策委員会や、事例研究会で対策を講じる。欠席者の把握においても、学級担任から養護教諭、校長へと毎日報告がなされており、欠席が長期にわたった児童がいたとしても、校長が学級担任から事情を聞くなどして、変化にすぐに対応できるようにしている、とのことである。

(2) 指導組織

学級担任を支える組織の設置が必要である。①学年での取り組み、②学校全体での取り組み、③家庭と連携しての取り組み、④地域と連携しての取り組み、⑤関係機関と連携しての取り組み、などがそれである。

A小学校では、不登校対策委員会を「あすなろ委員会」と称している。「あすなろ委員会」としたのは、児童が耳にしても差し支えのないように配慮したことである。同委員会は、月に1回（第3金曜日）開かれ、問題行動について報告し、全職員で対応を図る。問題の内容によっては、関係職員で話し合い、問題の処理と事後の指導を考えていく。通常はほとんどいないのだが、強いて気になる児童ということで名前を挙げてもらい、全体で2、3人、多くて4、5人の児童について話し合われる。また、「生徒指導関係 行動マニュアル」を作成し、不登校の兆候が見え始めたり、実際に不登校が始まった時の対応として、図3のような手順をとれるようにしている。

(3) 校内研修

すべての教師が不登校に対する理解を深め、共通実践を図るには、理論と実践に結びつく研修が大切である。そのためには、事例研究などの実践に直接役立つ研修を通して、まず教師一人ひとりが指導・援助の在り方を理解し、指導の姿勢を変えることが必要である。

A小学校では、学期に1回、生徒指導研修会を設定し、生徒指導上の諸問題の究明と対処の仕方について論議している。その中で、あすなろ委員会の拡大版となる事例研修会は3学期に行われる。ここでは、全学級必ず細かなことでもいいから出してもらい、来年度の指導への引継ぎを図る。また、年に2回行われるのが小中学校合同生徒指導研修会である。学力や生徒指導上で気になることなど、小学校から中学校への引継ぎという形で行われる。その他、年に1回行われる民生児童委員との研修会がある。地区ごとの民生児童委員が集まり、地区での児童の様子の報告がなされ、地域と連携した取り組みについて話し合われる。

ここで、研修の1つである事例研究会の一般例を示す。事例研究会を行う意義としては、①児童生徒について多様な見方、考え方を養う、②教師間の共通理解や連携を図る、③教師の指導力の向上及び教育相談への関心を高める、といった点が挙げられている。なお、事例研究会は次のような実施過程をとる（事例研究会の実際の進め方は資料2に示している）。

① 企画

本人が訴える欠席理由や現在までの指導の状況、また本人や家庭に関すること、生育歴などの情報収集をする。

② 運営

学校要因、身体的要因、精神的要因、社会的要因について、資料の内容を整理しながら分析す

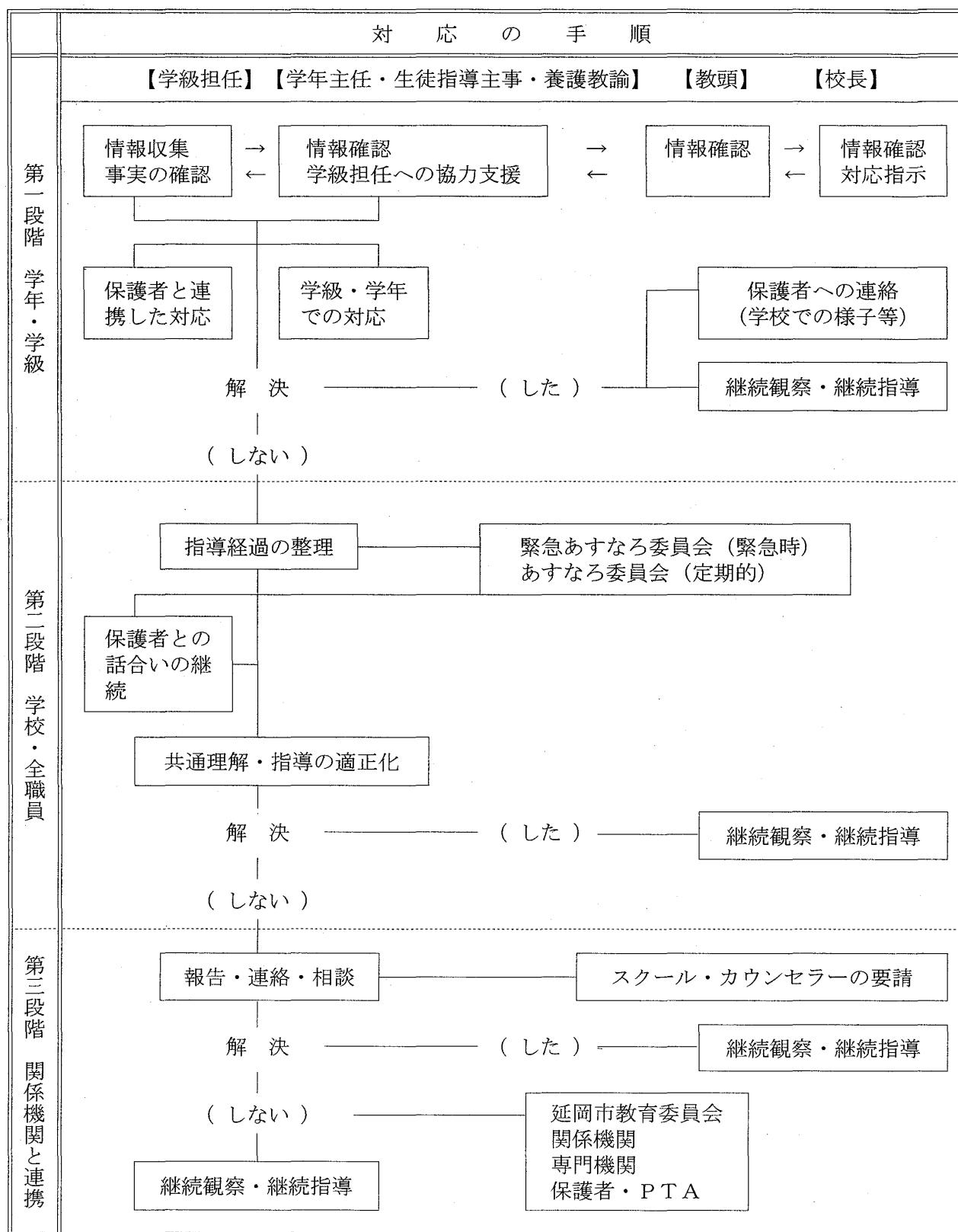


図3 生徒指導の対応の手順

る。その際、教師の判断ではなく、ありのままのやりとりを記録する。次に、本人、保護者、全職員に対する指導仮説（方針）をたて、問題要因等の究明を行う。その後、指導・援助としての具体的な対策を考える。

③ 評価

フリーカード（会の中で感じたことや気づいたことなどを記入）やチェックリスト等を用い、評価する。その際、結論をあせらず、いくつかの対応を確認する。

④ その他の取り組み

① 関係機関との連携

延岡市の教育委員会は「アウトリーチ・オアシス教室」として適応指導教室を設置しており、月・水・金曜日の午前中に教室を開き、直接的な援助支援を行っている。また、A小学校では、県教育研修センター・児童相談所・医療機関などの関係機関の他に、スクールカウンセラーやアドバイザーとして近隣の大学の教授に協力を求めるなど、様々な関係機関と連携して生徒指導問題に取り組んでいる。

② むかばき少年自然の家

延岡市のむかばき少年自然の家では、国からの委託事業として「むかばきさわやか自然教室」を行っている。県内の不登校、もしくは不登校傾向のある児童生徒や、県内の適応指導教室に通っている児童生徒及びその保護者が対象で、一度につき約20名程度を募集する。豊かな自然の中で、他の人と長期にわたる共同生活をすることによって、豊かな感性、協調性や社会性、基本的な生活態度を育成し、学校復帰や円滑な社会生活ができるようになることを目的とし、年間を通して30日間実施される。これまでに、不登校の状態であった参加者が登校するようになった例や、引きこもりがちな子どもが、次回の開催を楽しみにしていた例もあり、一定の成果をあげている。

2. 具体的な事例

(1) 小学6年生女子児童（A子）

① 出席状況

4年生の時から不登校傾向が見られ、5年生では年間で86日の欠席があり（出席日数は実質約220日）、61%しか出席していない。6年生に進級後、4月は60%，5月は45%，6月は20%，7月に至っては10%しか出席していない。しかし2学期（9月～）に入って、祖父に引き取られてからは表情も明るく、欠席もしていない。

② 家族構成

平成13年か平成14年に、両親が離婚する。後に母親が再婚し、義父と母親、19歳の異父兄、14歳（中2）の姉、4歳の異父弟、の計6人で暮らしていたが、昨年8月、母親の浮気により義父が4歳の異父弟を連れて家を出る。その後、離婚する。母親も3人の子ども達を残し、家を出る。その後、母方の祖父母に引き取られ、現在に至る。それについて祖父母が学級担任と話をした際、「あの人（母親）のことはどうでもいい」と、母親に対する憎しみに満ちた言葉が出たという。なお、母親は祖母とは血縁関係があるが、祖父にはない。

③ 学校生活および交友関係

クラスメートとはみな仲良くしているが、特に、同じクラスだということもあり、同様に不登

校気味であるB子と4年生の時から仲が良い。B子が仲良くしていた友達が転校してしまい、一緒に登校する友達がいなくなったことで学校を休みがちになり、自分と同じように学校を休みがちだったA子と親密になったようだ。週末にはお互いの家に泊まりに行くほどの仲の良さである。

④ 不登校以外に見られる問題行動

昨年度から傾向はあったようだが、1学期の体育の授業はB子と共に全て欠席（あるいは見学）している。しかし、2学期に入って運動会の練習が始まると、積極的に授業に参加した。11月に入ると、体育の授業内容はボール運動になり、1学期と同様またも欠席している。

⑤ 具体的指導および関係機関との連携

母親の頻繁な外出によって、4歳の弟の面倒をA子が見なくてはならず、そのために学校を欠席していたということが分かってから、学級担任が家庭訪問を実施する。時に母親は、夜の外出のためか起きぬけの顔で対応したという。6年生に進級してから現在に至るまで、合計5、6回家庭訪問を行っている。

関係機関との連携も綿密に行い、地域に在籍している民生児童委員とは、主に校長、教頭という管理職にある教師が連絡を取り合った。また、市の児童家庭課に連絡を取り、現在は退職している校長経験のある元教員を紹介してもらい、指導に関するアドバイスをして戴くようにした。

(2) 小学6年女子児童（B子）

① 出席状況

5年生の時から不登校傾向が見られ、1年間で30日ほどの欠席があった。きっかけと考えられる出来事は、5年生の12月、ある職員の対応に怒って、母親と祖母が学校に怒鳴り込んできたことである。その際「このような学校には子どもは預けられない」と言い残したのだが、それから冬休みに入るまで、B子は欠席した。6年生になった現在は、月に1、2回ふいに休むといった感じである。しかし、その欠席理由の全てが「腹痛」であり、実際に体調が悪かったかどうか疑問のあるところである。しかし、6年生の2学期に入って、親友のA子の頑張りに影響されてか、1月の時点で1日か2日しか欠席しておらず、しかもそれは実際に体調が悪かったようである。

② 家族構成

市の報告によると、両親は離婚しているものの、未だに同居しているようである。母親は多少、子離れできていないようで、B子が学校を欠席した時には自宅ではなく、自分の勤め先に連れてきていたらしい。これは、学級担任が欠席の理由を確かめるため母親の勤め先に電話した際、母親の同僚が「B子はまだ学校休んでいるのですね」と、B子の名前、そして学校を頻繁に休むことを知っていたことなどから推測されたことである。

③ 学校生活および交友関係

A子と同様に、クラスメートとはみな仲良くしており、前述したとおり特にA子とは仲が良い。家に泊まりに行くほどの仲で、学級担任がA子のことで相談をした時には、学級担任が気付かなかつたA子の異変にもいち早く気付いていた。

④ 不登校以外に見られる問題行動

A子と同様、1学期の体育の授業をすべて欠席している。しかし、運動会の練習には積極的に参加し、幼稚園児との交流の際にも、水着に着替えて参加する姿があった。

⑤ 具体的指導および関係機関との連携

具体的指導および関係機関との連携は、A子の時と同様である。しかしB子の場合、保護者からの連絡のない欠席がほとんどであったので、その都度、自宅および母親の勤め先への電話連絡は欠かさなかった。またB子の場合、A子と違って不登校の要因というものが見えてこなかつたので、学級担任はB子と自分との距離を近づけ、より強い信頼関係を築くために、友達であるA子に「どうやったら学校に来てくれるのかな」という内容で相談を持ちかけた。それは、B子が「自分は先生から頼られている！ 必要とされているんだ！」という気持ちを抱いてくれることを期待していたからである。B子は、この相談にはとても積極的に応じてくれたものの、その後も不登校は続いた。

結論

不登校時代、ストレスから過呼吸という身体症状があった著者の一人は、不登校とは心の病であり、特定の子どもにしか起こらない現象であると思っていた。確かに、以前はそのように考えられていたが、現在では「不登校はどの子にも起こりうるもの」と認識されている。また、「明るい」不登校や「積極的な」不登校という、困難な学校状況からしりぞき、登校刺激が加えられなければ、全く何ごともなかつたかのように楽しく元気に過ごす、新しい不登校のタイプが見られるようになった。このように、不登校に対する認識や不登校の状態像が近年かなり変化してきている。

こうした不登校に対する認識の転換は、宮崎県教育委員会のまとめた生徒指導資料の中にも窺える。例えば、不登校の改善要因として示されていた「本人の努力」という文言が、平成15年版では削除されている。不登校はどの子どもにも起こりうるものであって、特定の子どもに特有の問題があることで起こるものではない、という認識の転換が「本人の努力」の文言の削除につながったものと思われる。また、不登校との新たな関連として軽度発達障害や児童虐待が挙げられており、このような視点からも不登校を捉えていかなければならないことが示されている。

ところで、宮崎県はここ4年間、在籍児童生徒数に占める不登校児数の割合（不登校率）が小学校では全国最低で、中学校も40位以下で最も不登校率の低い県の1つである。なぜ宮崎県では不登校が少ないのであるか、その理由としては次の3点が考えられる。

一つ目は、誘因の少なさである。一般に、都会と比べて地方ほど不登校の誘因が少ないと言われる。宮崎の地域性を考えれば、この誘因の少なさが理由の1つになっているのかもしれない。しかし、表7にあるように島根県や高知県といった地方でも不登校率が高いので、これだけで説明することはできない。二つ目は、県民性である。のんびりゆったりムード、温和で競争心が少ないというのが宮崎県の一般的な県民性とされる。また、地の人が多く、親子関係や教師と児童生徒との関係が非常にこまやかだともいわれる。このような県民性が、不登校の少なさに一役買っているのかもしれない。そして三つ目は、学校や教員の不登校問題などへの積極的な取り組みである。宮崎県は不登校だけでなく（表7）、いじめも暴力行為も共に全国最下位（下位5県内）に属している（表8、表9）。子どもの学校での問題が非常に少ない県で、不登校・いじめ・暴力行為のすべてにおいて最下位に属しているのは「宮崎県」だけである。

表7 全国的小中学校の不登校の発生率（上位5県と下位5県：平成13年度～平成16年度）

年度	発生率 (%)						
	平成13年度		平成14年度		平成15年度		
全国平均	1.23		1.18		1.15		1.14
宮崎県	0.86	46位	0.78	47位	0.82	45位	0.79
全国順位							
1	1.60	高知県	1.62	滋賀県	1.55	高知県	1.58
2	1.59	大阪府	1.55	島根県	1.54	島根県	1.46
3	1.56	滋賀県	1.53	高知県	1.46	滋賀県	1.43
4	1.54	栃木県	1.52	大阪府	1.46	大阪府	1.39
5	1.50	岡山県	1.48	広島県	1.45	広島県	1.37
43	0.93	鹿児島県	0.95	秋田県	0.88	山形県	0.85
44	0.90	北海道	0.86	北海道	0.86	北海道	0.85
45	0.90	愛媛県	0.84	愛媛県	0.82	宮崎県	0.81
46	0.86	宮崎県	0.81	長崎県	0.81	愛媛県	0.79
47	0.82	長崎県	0.78	宮崎県	0.77	長崎県	0.77

(注1) 国公私立の小学校・中学校の合計の発生件数に対する100人当たりの発生件数を示す。

表8 全国の公立学校のいじめの発生率（上位5県と下位5県：平成13年度～平成16年度）

年度	発生率 (%)						
	平成13年度		平成14年度		平成15年度		
全国平均	0.18		0.16		0.17		0.16
宮崎県	0.02	47位	0.02	47位	0.02	46位	0.02
全国順位							
1	0.47	栃木県	0.36	栃木県	0.39	栃木県	0.39
2	0.41	山口県	0.32	千葉県	0.38	千葉県	0.32
3	0.35	愛知県	0.32	愛知県	0.30	愛知県	0.31
4	0.31	千葉県	0.24	山口県	0.29	茨城県	0.28
5	0.26	茨城県	0.24	長崎県	0.28	山口県	0.25
43	0.05	群馬県	0.03	岩手県	0.04	岩手県	0.04
44	0.04	福岡県	0.03	福島県	0.04	福岡県	0.04
45	0.04	佐賀県	0.03	福岡県	0.04	熊本県	0.04
46	0.03	福島県	0.03	熊本県	0.02	宮崎県	0.02
47	0.02	宮崎県	0.02	宮崎県	0.01	福島県	0.01

(注1) 公立の小学校・中学校・高等学校および特殊教育諸学校の合計の発生件数に対する100人当たりの発生件数を示す。

表9 全国の公立学校の暴力行為の発生率（上位5県と下位5県：平成13年度～平成16年度）

年度	発生率 (%)						
	平成13年度		平成14年度		平成15年度		
全国平均	0.28		0.25		0.27		0.26
宮崎県	0.06	45位	0.04	46位	0.05	44位	0.05
全国順位							
1	1.11	三重県	0.85	奈良県	0.72	奈良県	0.99
2	0.81	奈良県	0.84	高知県	0.71	高知県	0.68
3	0.66	山口県	0.65	三重県	0.68	神奈川県	神奈川県
4	0.66	香川県	0.58	香川県	0.64	香川県	0.63
5	0.63	和歌山県	0.58	和歌山県	0.54	和歌山県	0.60
43	0.06	岩手県	0.06	徳島県	0.05	長野県	0.05
44	0.06	徳島県	0.05	岩手県	0.05	宮崎県	0.03
45	0.06	宮崎県	0.05	長野県	0.04	秋田県	0.03
46	0.05	福島県	0.04	宮崎県	0.04	愛媛県	0.03
47	0.03	長野県	0.04	福島県	0.03	福島県	0.02

(注1) 公立の小学校・中学校・高等学校の合計の発生件数に対する100人当たりの発生件数を示す。

(注2) 暴力行為とは、対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊を含む行為をいう。

おそらく、宮崎県における問題行動の少なさは、県民性とあいまって3番目の理由（学校や教師の取り組み）によると思われる。それは、宮崎県の不登校への取り組む基本的な姿勢に現われている。つまり、学校だけでなく、家庭や関係機関と連携を保って、問題に対処しようとする取り組みが功を奏しているものと思われる。現代の子どもの問題は、家庭や学校あるいは地域社会が、それ単独で解決を図ろうとするには限界が来ているのではないかと思われる。いかに家庭や学校、地域社会（関係機関等）が有機的に連携し、協力し合って子どもの問題に対処するかが、解決の決め手ではないだろうか。

なお、文科省の調査開始以来、全国の不登校児数は平成14年度に初めて減少し、その後も減少を続けている（図1）。しかし、この結果を単純に喜んではいられない面がある。調査対象は1年間に30日以上欠席した児童生徒であり、登校はしても保健室（相談室）に行っている子ども、教育委員会が設置した適応指導教室に通う子ども、と数字にあがっていない長期間欠席している子ども達が大勢いる。現実は、数字に表れている以上に厳しい状況にあるということが考えられる。それは宮崎県についても言えることで、全国的に不登校率がいかに低かろうと、不登校がないわけではないのである。

それでは今後、学校や家庭でどのような不登校の予防や対策をとればよいのであろうか。前述したように、不登校児を取り囲む家庭、学校、地域社会（関係機関等）の連携が大きな鍵となるのではないかと考える。連携の重要性については、さまざまところで指摘されている、いわば基本的な考え方であるが、今回の研究を通してそれが強く感じられた。まるで、手を使わず背中を押し付けながら立ち上がる時のように、不登校児本人と家庭・学校・地域社会の三者がそれぞれに持っている力を同じだけ發揮し、1つの問題に立ち向かわなければ、どれだけ不登校児本人が努力しても解決にはつながらない。そして、そのために大切になってくるのが信頼関係である。子どもと教師、親と教師、親と子ども、学校と地域社会など、どの関係をとっても基礎となるのが信頼関係である。

まず、子どもと教師の関係を考えてみる。今回取り上げたケースでは、子どもがどんなことでも学級担任に話しており、子どもと学級担任の信頼関係がしっかりと結ばれていて、子どもの情報を得るという点で苦労もなかつたし、子どもの本当の思いを知ることもできた。学校は、知識伝達の場だけではない。そこでは、「教える」ことはもちろん大事だが、子どもを「受容」し「共感」することはもっと大事なのである。教師が常日頃そうした姿勢で子どもに接することで、両者に深い信頼関係が築けるのである。事例として取り上げた宮崎県の2人の子どもについても、教師と子どもの信頼関係をベースに、教師が子どもに存在感や成就感をもたせ、学校での居場所を確保した結果、再登校へと結びついたのではないかと思われる。

次に、親と教師の関係について考えてみる。現在、信頼関係を結ぶのが一番難しいは、学校（教師）と家庭の間であろう。前述した「不登校保護者に対するアンケート調査」（文部科学省初等中等教育局、2003）によると、4割の保護者が学校の対応に不満を感じており、個別指導やカウンセリング的資質の向上を学校に求めていた。教育に対する考え方の変化、価値観の多様化が進んでいる現在、学級通信や個別面談といった基本的なことはもちろん、保護者から信頼を得るには、専門職としての教師の力量をより一層高める必要がある。

また、小学校と中学校の関係がある。中学校に入ると、小学校の時と比べて環境も大きく変わり、

加えてこの時期は思春期にさしかかるものもある。不登校の数も小学校とは比べものにならないほど一気に増える。国立教育政策研究所の行った「中学1年の不登校生に関する調査」(2002)では、小学校での不登校経験者は中学1年生の4月から欠席が多く、7月までに平均欠席日数が30日を越え、中学1年生の夏休み前には不登校になるケースが多いことが報告されている。このことから示唆されるように、小学校と中学校の綿密な情報交換や連携が、不登校予防の観点から欠かせなくなっている。

これまで学校中心の関係づくりについて述べてきたが、今回の研究で一番考えさせられたのは、実は「親と子どもの関係」である。今まで、家庭生活が不登校のきっかけとして大きな位置を占めるのではないかと考えていた。一般的にも、幼児期の親の養育態度であるとか、子どもの情緒や自我の未発達などが不登校要因と言われている。不登校の現状をみても、小学生では不登校のきっかけの3割が家庭生活に起因している。

しかし、中学生では17%しか家庭生活に起因していない、学校生活に起因したものが約40%と最も多い。これは、家庭環境が悪いから不登校になる、という発想に疑問を投げかける。にも拘らず、時として教員は原因を家庭生活に求めることがある。そうした目で不登校を見ることが、問題の解決を遅らせるのかもしれない。真に問題解決するためには、原因を追究して誰かに責任を押しつけるのではなく、今すべきことは何なのか、これからどうすればいいのか、といったことを真剣に考えていくことが必要である。特に、中学生の不登校への対応については、原因の究明よりも、目の前にいる不登校児に具体的にどのように対処するかを考えることが重要と思われる。

ところで、宮崎県のA子の事例のように「家庭環境が子どもを変える」ということも事実である。家を空けてばかりで、最後には子どもを置いて家を出てしまった母親と生活をしていた時と、祖父に預けられてからでは、不登校の改善はもちろん、表情まで変わった。家庭環境が悪いから不登校になる、と決めつけることには問題があるが、家庭環境で子どもはどうにでも変わる、と言えるのかもしれない。不登校の子どもをもつ親がそれまでの価値観を変えることで、不登校が改善された例もある。親が子どもにどのように接するかが、子どもの問題と深く関わっていることは明らかである。「子どもの人生を子どもに渡す」と言った人がいるが、親は自分の考える「子どもの幸せ」をわが子に押しつけないことが大切である。この言葉は、親と子のあるべき関係を示しているといえよう。

不登校問題というのは、「教育」の世界と、「心理」の世界と、「医学」の世界と、「社会環境」が密接に複雑に組み合わさったものであり、一般化しにくいものだといえる。社会の中で生きていくことを考えた時、学校と社会は決して分けて考えるものではない。そのような意味でも、不登校問題は、一人ひとりの子どもに「生きる力」を育ませるために、これからますます論議が重ねられなければならないものであろう。

謝 辞

今回の研究にあたりまして、貴重なご意見をいただきました延岡市立岡富小学校の田口廣昭校長、恒富小学校の崎山実校長、黒木伸郎先生、西小学校の河野秀明校長、入山真一郎先生に深く感謝申し上げます。また、各小学校への協力依頼のためご尽力いただきました本学の安藤嘉章教授に心から感謝いたします。

引用・参考文献

- 赤沼侃史 1997 登校拒否の考え方 日本図書刊行会
- 明橋大二 2002 輝ける子—100メートルを10秒で走れと言われてもさ、いくら努力しても走れない奴つてい
るじやん— 1万年堂出版
- 荒井裕司 2000 ひきこもり・不登校からの自立 マガジンハウス
- Broadwin,I.T. 1932 A contribution to the study of truancy. *American Journal of Orthopsychiatry*, 2, 253-259.
- 池田行伸 1997 登校拒否がわかる教育心理・精神保健 ブレーン出版
- Johnson,A.M.,Falstein,E.I., Szurek,S.A., & Svendsen,M. 1941 School phobia. *American Journal of Orthopsychiatry*, 11, 702-711.
- 河合隼雄 1999 いじめと不登校 潮出版社
- 国立教育政策研究所 2002 中学1年の不登校生に関する調査
- 毎日新聞 2003 「91年度から初めて減少 文科省調査」 毎日新聞社 (2003年8月8日),
- 真仁田昭・堀内 聰(編著) 1991 実践・問題行動教育大系7 登校拒否 開隆堂
- 真仁田昭・深谷和子・有村久春・沢崎達夫(編) 2003 不登校対応のカウンセリング入門 児童心理, 第57巻,
第9号. 金子書房
- 宮川八岐(編) 1999 全訂・生徒指導読本(教職研修総合特集 No.138) 教育開発研究所
- 宮崎県 1992 平成4年度「学校の現状」 宮崎県企画調整部統計課
- 宮崎県 2001 平成13年度「学校の現状」 宮崎県企画調整部統計課
- 宮崎県 2002 平成14年度「学校の現状」 宮崎県企画調整部統計課
- 宮崎県 2003 平成15年度「学校の現状」 宮崎県企画調整部統計課
- 宮崎県 2004 平成16年度「学校の現状」 宮崎県総合政策本部統計調査課
- 宮崎県 2006 平成17年度「学校の現状」 宮崎県総合政策本部統計調査課
- 宮崎県教育委員会 1997 いじめ・登校拒否(不登校), 校内暴力への対応～子どもたちの健やかな成長を支援
していくために～(生徒指導資料)
- 宮崎県教育委員会 2003 いじめ・不登校・暴力行為への対応～子どもたちの健やかな成長を支援していくため
に～(生徒指導資料改訂版)
- 宮崎県教育委員会 2003 社会教育の充実のための取組 宮崎県教育委員会生涯学習課
- 宮崎県むかばき少年自然の家 2003 むかばきさわやか自然教室 宮崎県教育委員会生涯学習課
- 文部科学省 2001 平成12年度の生徒指導上の諸問題の現状について(概要) 大蔵省印刷局
- 文部科学省 2002 平成13年度の生徒指導上の諸問題の現状について(概要) 大蔵省印刷局
- 文部科学省 2003 平成14年度の生徒指導上の諸問題の現状について(概要) 大蔵省印刷局
- 文部科学省 2004 平成15年度の生徒指導上の諸問題の現状について(概要) 大蔵省印刷局
- 文部科学省 2005 平成16年度の生徒指導上の諸問題の現状について(概要) 大蔵省印刷局
- 文部科学省初等中等教育局 2003 不登校保護者に対するアンケート調査 不登校問題に関する調査研究協力者
会議, 第14回報告(3月27日)
- 文部省 1998 登校拒否問題への取組について一小学校・中学校編一(生徒指導資料第22集) 大蔵省印刷局
- 文部省 1999 生徒指導上の諸問題の現状について(速報)
- 文部省 2000 平成11年度の生徒指導上の諸問題の現状について(概要) 大蔵省印刷局
- 文部省初等中等教育局 1992 登校拒否(不登校)問題についてー児童生徒の「心の居場所」づくりを目指してー
学校不適応対策調査研究協力者会議報告
- 文部省初等中等教育局中学校課 1998 生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について
- 牟田武生 2002 すぐに解決! 子ども緊急事態Q&A: 大丈夫? ~虐待・いじめ・学力低下・不登校・ひきこも
り・学級崩壊~ オクムラ書店
- 永井徹 1996 ライブアリ 思春期の "こころのSOS" 2 不登校の心理—カウンセラーの立場から— サイエ
ンス社
- 中山 巍(編) 1992 教育相談の心理ハンドブック 北大路書房

- 中山 巍 (編) 2001 学校教育相談心理学 北大路書房
- 鈴木順和 2005 教育相談心理学 鉛脈社
- 東京都教育委員会 1990 平成元年度学校不適応検討委員会報告書
- 読売新聞 2003 「中学校で不登校 半数は小学校時代にも」 読売新聞社 (2003年10月3日),
- 米村明彦 (編) 2003 特集1「検証<不登校>問題の新たな展開」 総合教育技術, 第58巻, 第3号, 13-43.
小学館
- 夕刊デイリー 2003 「校内暴力, 2年連続で改善」 夕刊デイリー新聞社 (2003年8月24日)
- 夕刊デイリー 2003 「いじめ, 不登校, 暴力減る」 夕刊デイリー新聞社 (2003年8月28日)

(資料1)

平成16年度の小中学校の都道府県別不登校児童生徒数（30日以上）

都道府県	小学校				中学校				計				1,000人当たりの 不登校児童生徒数
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	
1 北海道	708	0	707	1	3,241	3	3,238	0	3,949	3	3,945	1	8.5
2 青森県	203	3	200	0	1,131	2	1,129	0	1,334	5	1,329	0	10.1
3 岩手県	163	0	163	0	985	5	979	1	1,148	5	1,142	1	9.2
4 宮城県	397	0	396	1	2,015	3	1,961	51	2,412	3	2,357	52	11.7
5 秋田県	154	1	153	0	665	7	652	6	819	8	805	6	8.5
6 山形県	170	0	170	0	815	5	808	2	985	5	978	2	9.1
7 福島県	291	1	288	2	1,531	4	1,523	41	1,822	5	1,811	6	9.2
8 茨城県	486	0	486	0	2,423	1	2,403	19	2,909	1	2,889	19	10.8
9 栃木県	452	4	448	0	1,992	1	1,982	9	2,444	5	2,430	9	13.7
10 群馬県	321	0	321	0	1,608	0	1,603	5	1,929	0	1,924	5	10.7
11 埼玉県	1,372	1	1,370	1	5,894	0	5,816	78	7,266	1	7,186	79	12.1
12 千葉県	767	1	764	2	4,074	5	3,992	77	4,841	6	4,756	79	9.7
13 東京都	1,831	3	1,803	25	7,487	11	6,893	583	9,318	14	8,696	608	10.7
14 神奈川県	1,904	2	1,895	7	7,276	11	7,074	191	9,180	13	8,969	198	13.3
15 新潟県	484	3	481	0	1,822	4	1,813	5	2,306	7	2,294	5	10.8
16 富山県	178	3	175	0	736	3	733	0	914	6	908	0	10.0
17 石川県	203	0	203	0	868	15	848	5	1,071	15	1,051	5	10.4
18 福井県	155	0	154	1	636	0	635	1	791	0	789	2	10.4
19 山梨県	213	3	210	0	752	4	734	14	965	7	944	14	11.8
20 長野県	576	2	574	0	1,942	19	1,923	0	2,518	21	2,497	0	12.8
21 岐阜県	457	0	457	0	1,725	3	1,717	5	2,182	3	2,174	5	11.5
22 静岡県	663	1	661	1	2,790	5	2,719	66	3,453	6	3,380	67	10.5
23 愛知県	1,503	5	1,498	0	5,942	12	5,867	63	7,445	17	7,365	63	11.8
24 三重県	369	2	366	1	1,545	2	1,527	16	1,914	4	1,893	17	11.5
25 滋賀県	492	0	492	0	1,342	1	1,325	16	1,834	1	1,817	16	14.3
26 京都府	576	2	571	3	2,042	8	1,979	55	2,618	10	2,550	58	12.4
27 大阪府	1,937	3	1,927	7	8,724	2	8,469	253	10,661	5	10,396	260	14.6
28 兵庫県	828	7	819	2	4,585	26	4,452	107	5,413	33	5,271	109	11.1
29 奈良県	378	1	373	4	1,260	0	1,224	36	1,638	1	1,597	40	13.0
30 和歌山县	300	3	297	0	1,008	8	968	32	1,308	11	1,265	32	13.9
31 鳥取県	122	1	121	0	542	7	535	0	664	8	656	0	12.1
32 島根県	263	1	262	0	769	4	756	9	1,032	5	1,018	9	15.8
33 岡山県	522	2	519	1	1,791	6	1,747	38	2,313	8	2,266	39	13.5
34 広島県	718	0	717	1	2,642	4	2,574	64	3,360	4	3,291	65	13.4
35 山口県	294	0	294	0	1,173	4	1,165	4	1,467	4	1,459	4	11.8
36 徳島県	146	0	146	0	645	3	642	0	791	3	788	0	11.6
37 香川県	144	0	144	0	822	1	805	16	966	1	949	16	11.2
38 愛媛県	163	2	161	0	831	3	828	0	994	5	989	0	7.7
39 高知県	196	1	195	0	705	3	661	41	901	4	856	41	13.7
40 福岡県	735	0	733	2	3,944	1	3,893	50	4,679	1	4,626	52	10.7
41 佐賀県	135	0	135	0	711	3	707	1	846	3	842	1	10.0
42 長崎県	189	0	187	2	961	2	947	12	1,150	2	1,134	14	8.1
43 熊本県	249	1	248	0	1,523	3	1,505	15	1,772	4	1,753	15	10.4
44 大分県	223	0	223	0	898	2	896	0	1,121	2	1,119	0	10.6
45 宮崎県	94	1	93	0	770	3	767	0	864	3	860	0	7.9
46 鹿児島県	282	0	282	0	1,285	14	1,257	14	1,567	14	1,539	14	9.5
47 沖縄県	304	0	304	0	1,139	0	1,131	8	1,443	0	1,435	8	9.2
合 計	23,310	60	23,186	64	100,007	233	97,802	1,972	123,317	293	120,988	2,036	11.4

平成15年度	24,077	52	23,967	58	102,149	198	100,088	1,863	126,226	250	124,055	1,921
--------	--------	----	--------	----	---------	-----	---------	-------	---------	-----	---------	-------

11.5

(資料2)

事例研究会の進め方

主な過程	協議内容	運営上の留意点		
		参加者全員	司会者	事例提供者
はじめ	<ul style="list-style-type: none"> ・事例研究会の進め方を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点をよく聞き取る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・話やすい雰囲気づくりに努める。 ・協議の時間を十分取るため、報告する内容を事前に打ち合わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例の何が問題点なのかを明確に伝える。
↓				
事例の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒の問題の事実や指導経過をできるだけ具体的、客観的に整理して報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合う内容については秘密を守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点を箇条書きにするなどして、参加者が理解しやすいようにする。 	
↓				
収集した資料の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の理解を深めるための具体的な資料を提示し、補足説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名XY 事例のあらまし (経過) (関連資料) (指導内容) 		<ul style="list-style-type: none"> ・資料はできるだけ事前に配付する。
↓				
問題の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の児童生徒の問題点を明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一方的な質問ではなく、事例提案者の立場を考え発言する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の意見を引き出すように気をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の問題や困っているところを率直に出すようにする。
↓				
問題要因と本質の究明	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の児童生徒の現状や行動について、総合的な理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の内面的理解に心がけるようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な内容の発言を重視する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不明な点については推測しないようする。
↓				
指導・援助の方針の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の確認や資料の分析に基づき、問題発生の要因を分析し、真因をさぐる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな角度から意見を述べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ大勢の参加者に意見を求める。 	
↓				
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の本質を洞察し、指導過程と併せて指導・援助の方針をたてる。 <ul style="list-style-type: none"> ○本人に対して ○保護者に対して ○全職員に対して ・具体的な指導・援助について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・率直に話すように努める。 ・「自分が指導者なら」「児童生徒の立場だったら」という共感的な態度で発言する。 ・「教師はどうあればよいか」という視点をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異なる意見を特に大事にし、参加者全員が意見の相違を理解するよう心がける。 ・結論を急がず、参加者の意見を取り入れながら、具体的な指導・援助を話し合う。 ・資料及び記録は、秘密保持のため十分分配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議した指導・援助について整理し、今後の指導に生かすようにする。